

消 防 同 意

消防法第7条及び建築基準法93条では、消防同意制度を定めており、建築物の計画段階から消防機関が防火の専門家として、建築確認申請書等の審査を行い、防火対象物の火災予防上の安全性の確保や火災が発生した際の被害軽減を図っています。

消防同意・通知の制度

建築物を建築しようとするときは、建築確認申請書を建築主事又は指定確認検査機関に提出して、建築確認を受けることになります。その際に、建築主事及び指定確認検査機関は防火の専門家である消防長又は消防署長の同意を得る必要があります、これを「消防同意」といいます。

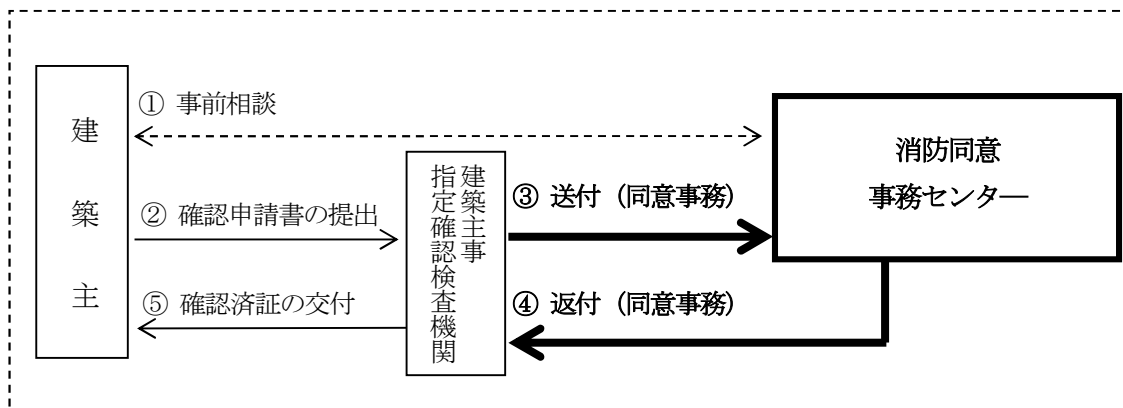
なお、防火地域・準防火地域以外で建築される住宅については、通知事務となります。

消防同意事務センター

京都市消防局では、それまで京都市内の各消防署で行っていた消防同意事務を令和2年度から消防局で一元化し、「消防同意事務センター」として運用を開始しました。

同センターでは、京都市内で建築される建築物の計画・設計時の消防同意に係る事前相談や、建築主事又は指定確認検査機関から送付される建築確認申請書について、消防用設備等を含む防火・避難に関する内容を審査して同意の事務を行っています。

確認申請及び同意事務の流れ



消 防 用 設 備 等

消防法及び京都市火災予防条例では、防火対象物で火災が発生した際に火災の拡大を防ぐとともに、いち早く火災を知らせ、119番通報、初期消火、避難誘導等を安全・確実に行えるように、消防用設備等の設置及び維持管理について定めています。

消防用設備等の設置指導

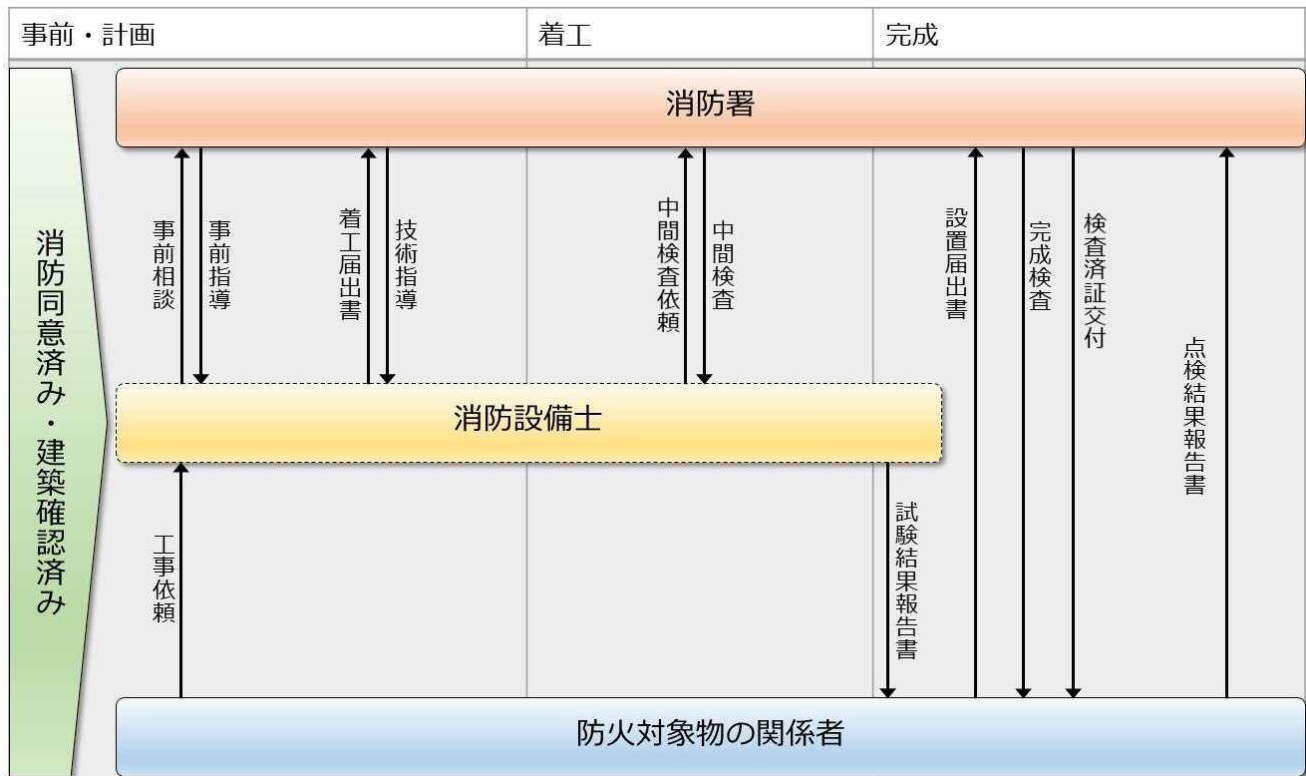
消防署において計画段階から相談を受けるとともに、屋内消火栓設備や自動火災報知設備といった消防用設備等については、消防設備士が着工前に提出する着工届出書に基づき審査、指導を行い、計画が適正になされていることを確認しています。

また、着工後は、完成してしまえば壁や天井の内側等となり確認できなくなる箇所を中心に中間検査を行い、着工届出書のとおり適正に施工されていることを確認します。

工事が完了すれば、防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、消防用設備等の設置届出書を消防署に提出することとなっており、設置届出書が届けられれば消防は完成検査を行います。検査の結果、当該消防用設備等が法令に適合していると認められるときは検査済証を交付しています。

消防用設備等が設置され使用されるようになった後は、防火対象物の関係者が消防用設備等を定期的に点検し報告されることを通じて、消防用設備等が適正に維持管理されることについて指導に努めています。

消防用設備等に係る手続の流れ

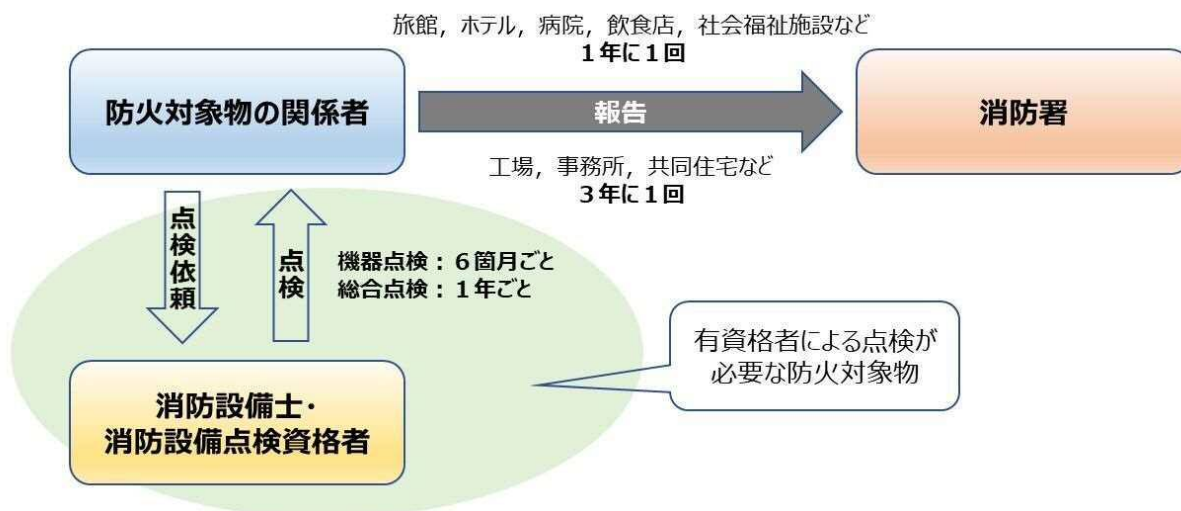


消防用設備等の点検・報告制度

消防用設備等は、いつ火災が発生してもその機能が有効かつ確実に作動する必要があるため、そのためには適切な維持管理が大切です。消防法では、防火対象物の関係者に、消防用設備等の定期的な点検・報告や不備事項の整備など、適切な維持管理を行うことを求めています。

また、一定規模以上の防火対象物及び特定一階段等防火対象物（特定用途が避難階以外の階（1階及び2階を除く）に存する建物で直通階段が2以上設けられていないもの。）では、点検・整備に高度な知識・技術が必要とされることから、有資格者（消防設備士又は消防設備点検資格者）による点検が必要です。

消防用設備等の点検及び報告



防災物品と防災製品

劇場、旅館、ホテル、病院、福祉施設、飲食店等のカーテン、じゅうたん、どん帳、布製ブラインド、舞台で使用する大道具用の合板、工事中の建築物で使用する工事用シートは、消防法により防災物品を使用することとされています。

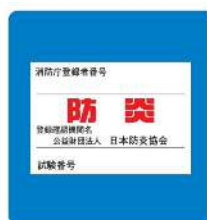
また、旅館、ホテル、病院等で使用する寝具類は、京都市火災予防条例により防災性能を有するもの（防災製品）とするよう努めることとされています。

防災製品には、衣類、アームカバー、自転車のボディカバーといった生活に身近な布類等もあり、炎が接しても急に燃え広がらない性能が、火災予防に役立っています。

防災加工したものには、次のラベルが付いています。

◆ 防災物品

カーテン、暗幕、どん帳、合板、布製ブラインド、じゅうたん等



◆ 防災製品

寝具類(敷布、カバー類、ふとん類、毛布類)、テント類、シート類、幕類、非常持出袋、防災頭巾、衣服、アームカバー、布張家具類、自動車・バイク等のボディカバー等



危険物

危険物の安全指導

消防法で定める危険物（以下「危険物」という。）は、ガソリンや灯油のように普段の生活の中で必要不可欠なものや、工場等の生産活動において使用されるものなど様々な物質がありますが、ひとたび災害が発生した場合には、市民生活に与える影響は大きく、時には尊い生命までも奪ってしまいます。

この危険物による災害を防止して安全に管理するため、危険物を貯蔵し、又は取り扱う危険物施設等における許可や届出に際しては、消防法令に規定する技術基準の適合性を審査し、完成検査を行い、安全な施設となるよう指導を行っています。

■ 危険物施設の定期点検制度

完成時には安全な施設であったとしても、維持管理が十分でないと思わぬ事故を招きます。

そこで、定期点検が義務付けられている施設の関係者に対しては、定期点検の確実な実施を指導し、定期点検の義務のない施設の関係者に対しても、自主点検を実施するよう指導しています。

■ 危険物を取り扱う事業所への指導

全国の危険物施設における火災の発生原因の中で、ヒューマンエラーに起因するものが約 6 割を占めていることから、随時立入検査を行い、危険物の貯蔵、取扱いに係る消防法令基準に対する適合状況を確認し、適合していない事項があれば是正するよう指導を実施しています。

また、講習会や自衛消防訓練指導等を通じて、危険物取扱者等の保安意識の向上を図っています。

■ 少量危険物取扱所の設置指導

危険物はそれぞれの危険性を考慮して、危険物ごとに規制する数量（以下「指定数量」という。）が定められており、指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は事前に市長の許可が必要です。しかし、指定数量未満の貯蔵、取扱数量であっても、引火等の危険性は同じです。指定数量の 5 分の 1 以上指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場合は、事前に届出が必要です。この届出に対して、少量危険物取扱所として京都市火災予防条例に基づく基準を遵守するよう指導しています。

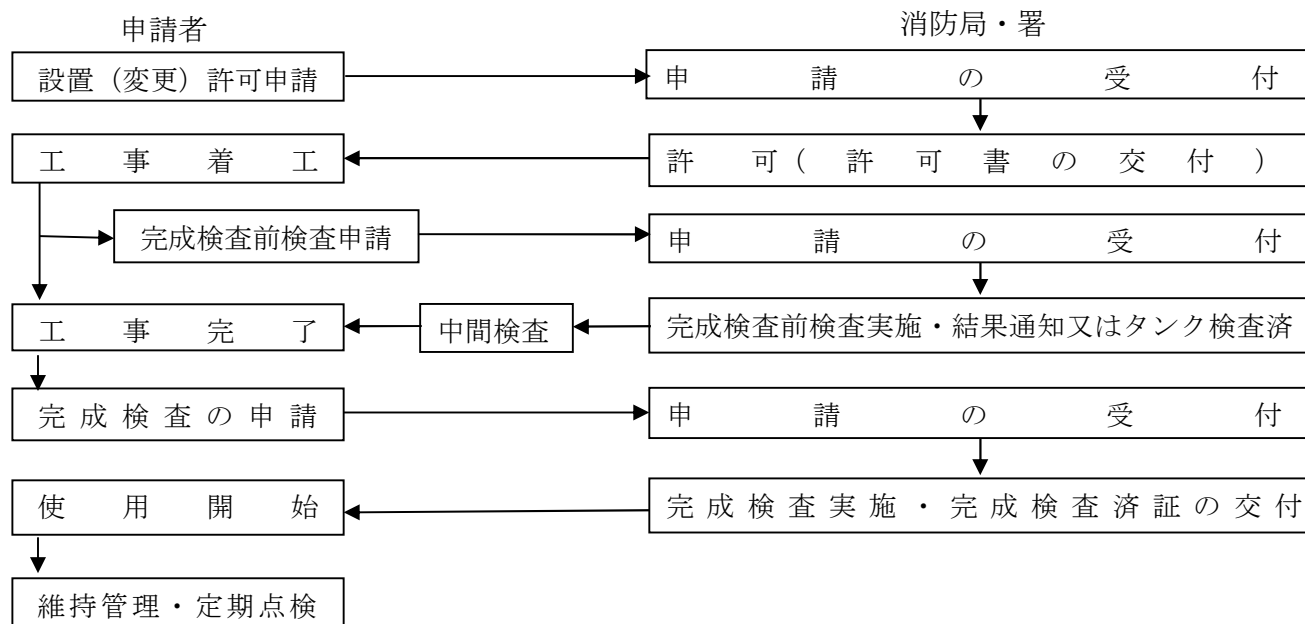
■ 危険物の安全な取扱いの普及啓発

しみ落とし作業等で低引火点危険物を使用する事業所（家内工業を含む。）や、暖房用の灯油を使用する一般家庭に対しても、査察や訪問防火指導等を通じて貯蔵、取扱い等の安全知識の普及を図っています。

■ ガソリンの容器詰替え販売の規制強化に係る適切な運用の確認及び指導

令和元年 7 月 18 日に発生した京都アニメーション火災を受けて、令和 2 年 2 月 1 日付けで法令が改正されたことを踏まえ、昨年度、市内全ての給油取扱所に対して、ガソリンの容器詰替え販売に係る取り扱いについて適切な運用を行うように指導を実施しました。

危険物施設の設置等の手続



危険物給油取扱所の立入検査



危険物地下タンク貯蔵所の中間検査

危険物安全週間

■ 危険物安全週間とは

危険物火災の恐ろしさを世に知らしめたのは、今から50年ほど前、昭和39年7月14日に東京都品川区で発生した（株）宝組勝島倉庫爆発火災です。この火災は空地に野積みしてあったドラム缶入りの硝化綿（ニトロセルロース）から出火し、爆発火災となって倉庫など周辺の無許可で貯蔵されていた硝化綿、アセトン、アルコール類などに次々と引火、大爆発を起こし、消防活動中の消防職員18人、消防団員1人が一瞬にして生命を奪われ、また消防職員・団員など158人が重軽傷を負うという、日本の消防史上まれに見る大惨禍が発生しました。

この災害を教訓に、危険物を取り扱っている事業所などに対して、危険物の自主保安管理の推進を呼び掛け、また、市民に対しては、危険物に関する意識の高揚・啓発を図るとともに、市



勝島倉庫爆発火災現場＜写真提供／東京消防庁消防博物館＞

民生活の安全を確保することを目的として、平成2年に自治省消防庁(現総務省消防庁)によって、「危険物安全週間」が制定されました。これは7月に発生した(株)宝組勝島倉庫爆発火災のように、気温の上昇でセルロイド類などの危険物の自然発火による火災を防ぐため、夏季を目前にした毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)を「危険物安全週間」としました。

制定以来、毎年、危険物施設等への啓発活動など各種取組が行われています。

■ 危険物安全週間の目的

石油類をはじめとする危険物は、事業所等において幅広く利用されるとともに、市民の生活にも深く浸透していることから、その安全性の確保に対する重要性は増しています。

このため、事業所における自主保安体制の確立を呼び掛けるとともに、広く市民の危険物に対する意識の高揚と啓発を図ることが目的となっています。

■ 危険物安全週間の期間

毎年6月の第2週(日曜日から土曜日までの1週間)

令和2年度における危険物安全週間の取組

令和2年度は、6月7日から6月13日までの間、各行政区における危険物施設等で防火指導等を実施しました。

■ 重点推進項目

危険物の取扱いに係る安全対策の推進	地下貯蔵タンクの流出防止措置が必要な危険物施設に対し、適正な流出防止措置及び定期点検等について指導を行い、流出事故等の防止を図りました。
	消防署査察計画に掲げる危険物を取り扱う事業所の査察を優先的に実施するとともに、危険物を取り扱う事業所等を対象とした防火研修会等を実施するなど、適正な危険物の取扱い、効果的な点検及び異常発生時の保安体制について指導を行い、災害発生の防止を図りました。
危険物を取り扱う事業所の保安体制の強化	「防災京都(京都市危険物安全協会発行)」への記事の掲載や、消防局のホームページを活用し、危険物を取り扱う事業所の自主保安体制の強化を図りました。
	コロナ対策で使用される消毒用アルコールの火災予防上の注意点を周知するため、「防災京都」への記事の掲載及び「アルコール消毒液による火災に注意!!」の動画を消防局ホームページに掲載し、適正な危険物の取扱方法の習熟を図りました。



危険物施設での防火研修会



京都市消防局ホームページ

「アルコール消毒液による火災に注意!!」

■ 普及啓発

啓発用ポスターの掲出，報道機関等への情報提供，ホームページへの掲載等を実施しました。

危険物安全週間推進標語（令和２年度）	
全 国	「訓練で 確かな信頼 積み重ね」 公募 10,818 作品の最優秀作



啓発用ポスター 藤田 菜七子騎手

■ 優良危険物取扱者に対する消防局長表彰

例年，危険物安全週間に伴い実施される京都市危険物防災推進大会において表彰している「優良危険物取扱者消防局長表彰（各行政区１名）」については，後日，該当者に対して各消防署長等から伝達されました。



受賞者の西川慶氏に表彰伝達

危険物施設等の火災状況（危険物に起因する火災）

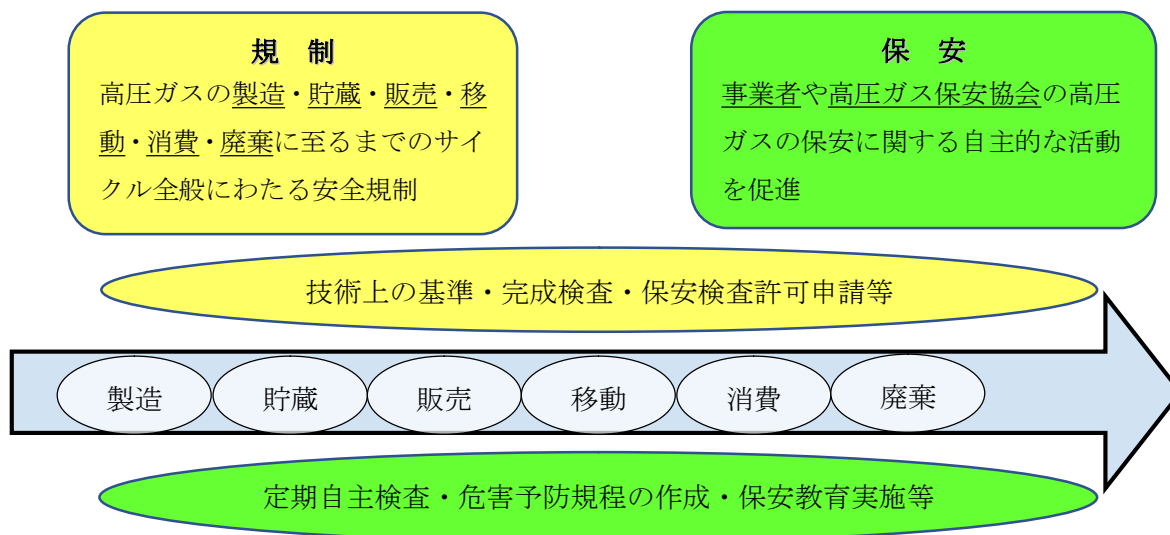
発生年月	行政区	施設等区分	概 要
平成 28 年 4 月	伏見区	製造所	製造所内で溶剤(危険物)を使用し、混合槽内を洗浄中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気が着火したもの。作業中の従業員 1 名が両下腿部に熱傷を負い、着衣の一部を焼損。
平成 29 年 11 月	北区	給油取扱所	セルフスタンドにおいて、バイクに給油した際にガソリンをオーバーフローさせた。給油後セルフスタータースイッチを作動させたことによる電気スパーク等が可燃性蒸気に着火したもの。バイク1台焼損。
平成 30 年 2 月	南区	製造所	製造所内において洗浄作業で使用した溶剤(危険物)をドラム缶へ移し替え作業中、静電気火花が発生し、滞留した可燃性蒸気に着火したもの。同ドラム缶内のキシレン焼失及び配線の一部焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械の排気ファンの配線が劣化し、短絡を起こしたことにより発生した火花が同ファン内部に付着した屑類に着火したもの。排気ファンの一部を焼損。
令和元年 5 月	右京区	一般取扱所	工作機械稼働中に発生した高温の切粉が、ダクトパイプ内に蓄積された切粉及び鉄粉等に着火したもの。ダクトパイプの一部及び集塵機の一部焼損。
令和元年 9 月	山科区	製造所	集塵機内で発生した静電気による火花が、フィルターに付着していた金属粉に着火したもの。集塵機1基及び内部の金属粉を焼失焼損したもの。
令和 2 年 10 月	南区	一般取扱所	金属加工設備から排出された高温の金属片が、作動油の溜まっていたピット内に落下し出火に至ったもの。同設備の一部焼損及び作動油約 200Lを焼失したもの。
令和 2 年 12 月	北区	給油取扱所	給油取扱所に停車中の市バスにおいて、エンジンルーム内のマグネットスイッチでトラッキング現象が発生し周囲の配線等に着火したもの。同市バスのエンジンルーム内の配線等を焼失焼損したもの。

高圧ガスの保安

高圧ガスの保安

高圧ガス保安法は、高圧ガスの製造・貯蔵・販売・移動・消費・廃棄に至るまでのサイクル全般にわたる安全規制を行うとともに、事業者や高圧ガス保安協会の高圧ガスの保安に関する自主的な活動を促進する法律です。

【高圧ガス保安法の規制】



■ 高圧ガス施設の主な例

製造所	消防活動総合センター（空気圧縮施設）
	水素ガススタンド
	ホテル・百貨店等（空調設備）
貯蔵所	病院（医療用酸素）
	大学（研究施設）
	博物館等（消火設備）
	ガス販売業者
販売所	飲料用炭酸ガス
	冷媒ガス
	医療用酸素・・・等



【京都市内の病院での爆発事故】

病院の倉庫内において医療用酸素を保管している容器が破裂・爆発したもの

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、高圧ガス保安法に基づく高圧ガスの製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 30 年度から京都市消防局で高圧ガス保安法に関する事務を行っています。

■ 高圧ガス保安法に基づく許認可事務

高圧ガス保安法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における高圧ガス施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

高圧ガス保安法では、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や貯蔵施設が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、高圧ガスの製造施設や貯蔵施設は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 製造施設、貯蔵施設、販売施設等への立入検査

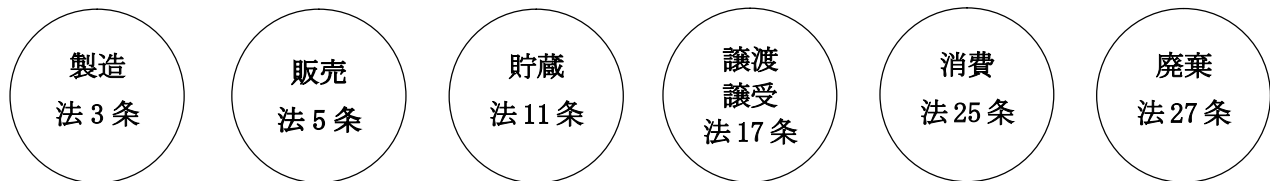
市民生活に身近な消防署では、各行政区内の高圧ガスに関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、高圧ガスによる災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

火薬類の取締り

火薬類の取締り

火薬類取締法は、火薬、爆薬及び火工品（以下「火薬類」という。）による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的として定められたものです。火薬類はひとたび災害が発生した場合に、市民生活に与える影響やその被害が甚大となることが予想されるため、「取締法」という名のとおり、その製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱いについて厳しい規制が設けられています。

【火薬類取締法の規制】



火薬類の製造から廃棄に至るまで細部について規制される。

■ 火薬類の主な例

火 薬	黒色火薬
	無煙火薬
爆 薬	起爆薬
	硝安爆薬・塩素酸カリ爆薬・カーリット
	ニトログリセリン・ニトログリコール
	ダイナマイト
	液体酸素爆薬
火工品	工業雷管・電気雷管・銃用雷管・信号雷管
	実包・空包
	信管・火管
	導爆線・導火線・電気導火線
	信号焰管・信号火せん
	煙火（花火）



【京都御所御苑内小御所火災】

昭和 29 年 8 月 16 日に鴨川河川敷で行われた花火大会の花火の残火が小御所に落下し出火した。

京都府からの権限移譲

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 27 年法律第 50 号）の施行により、火薬類取締法に基づく火薬類の製造許可等の審査及び検査に係る事務の権限が都道府県知事から政令指定都市の長に移譲されたことに伴い、京都市においては、平成 29 年度から京都市消防局で火薬類取締法に関する事務を行っています。

■ 火薬類取締法に基づく許認可事務

火薬類取締法に基づく申請等に伴う許認可については、市内における火薬類施設等の状況を包括的に把握するとともに、専門的に取締り事務を行う必要があるため、消防局本部に専門部署を設け、一括してこれらの許認可に関する事務を行っています。

■ 完成検査・保安検査

火薬類取締法では、火薬類の製造施設や火薬庫についての工事等が行われた場合には、それらの製造施設や火薬庫が法律に定められた基準に適合しているかどうかの完成検査を受けることとされています。また、火薬類の製造施設や火薬庫は、法律で定められた期間ごとにそれらの施設が適正に維持管理されているかどうかの保安検査を受けることとされています。

■ 火薬庫、販売所等への立入検査

市民生活に身近な消防署では、各行政区内の火薬類に関連する施設に対して消防署員による立入検査を行い、火薬類による災害の発生を未然に防ぐための指導を行っています。

住宅防火の推進と火災予防の取組

住宅防火対策

■ 住宅用火災警報器の普及啓発

万一の火災に早く気づき、早く知らせるための「住宅用火災警報器」は、平成 18 年 6 月 1 日に新築住宅、平成 23 年 6 月 1 日からは既存の住宅を含む全ての住宅の寝室・階段（上階に寝室がある場合）・台所への設置が義務付けられています。

消防局では、設置率 100%を目指した未設置世帯への住宅用火災警報器の普及啓発を行うとともに、設置義務化から 10 年（交換の目安）が経過したことから、定期的な作動確認や本体の交換を啓発しています。



住宅用火災警報器
設置啓発リーフレット



住宅用火災警報器
設置啓発動画

■ 「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入

消防局では、平成 31 年 3 月 1 日から、一般社団法人 京都消防設備協会と連携した自主防災会を単位とした新たな住宅用火災警報器の購入方法「新・京都方式」による住宅用火災警報器の共同購入の取組を開始しました。

悪質訪問販売からの被害防止や取扱事業者とのスケールメリットを生かした交渉など、多くのメリットのある共同購入を促進するため、共同購入の意思がある自主防災会と取扱事業者を「消防局」と「一般社団法人 京都消防設備協会」がマッチングするとともに、住宅用火災警報器についての説明から取付け支援まで、消防職員が最大限サポートする仕組みです。

消防局では、共同購入をスムーズに進めていただくために手順を分かりやすく説明したガイドブックを作成し、市内全ての自主防災会に配布しました。



自主防災会のための「新・京都方式」
住宅用火災警報器共同購入ガイド

住宅用火災警報器の普及啓発については[こちら](https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html)

(<https://www.city.kyoto.lg.jp/shobo/page/0000223349.html>) をご覧下さい。

火災予防運動

消防局では、春・秋の火災予防運動をはじめ、文化財防火運動や各種の防火運動を実施し、市民の皆様には火災の予防を呼び掛けています。

各消防署においては、関係機関や事業所等の協力を得て、防火行事を開催するなど、防火意識の高揚及び防火知識の普及啓発を図っています。

火災予防運動等の名称	実施期間等
危険物安全週間	6月第2週（日～土）
夏の文化財防火運動	7月12日～7月18日
秋の火災予防運動	11月9日～11月15日
年末防火運動	12月15日～12月31日
文化財防火運動	1月23日～1月29日
春の火災予防運動	3月1日～3月7日

■ 秋の火災予防運動（令和2年11月9日～11月15日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	秋から冬にかけて暖房器具が原因となる火災が多く発生していること、例年たばこが原因となる火災の焼死者が多いことから、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえた広報活動により啓発を行いました。
放火防止対策の推進	市民が主体的に放火防止に努める重要性を呼び掛け、その取組が継続的に行われるよう指導しました。11月11日の放火火災予防デーを中心として放火火災の予防に関する啓発を行いました。
出火防止対策の推進	こんろ周りからの出火防止や、たき火等の屋外における火気管理の徹底について啓発しました。
事業所の防火対策の推進	事業所における「火災から命を守る避難」の取組の推進を図るため、パンフレットや動画を用いながら、実際に体験する参加型研修を実施し、消防隊と自衛消防隊の合同消防訓練等も実施しました。

● 京都嶋原 末廣屋の太夫さんと共に火災予防啓発

啓発ポスターの作成	葵太夫と2人の禿（かむろ）に出演していただき、「京の防火 おたのもうします」のキャッチコピーで京都ならではのポスターを作成し、事業所等に広く掲出していただきました。
-----------	--



■ 年末防火運動（令和2年12月15日～12月31日）

● 重点推進事項

焼死者防止対策の推進	暖房器具の正しい使用方法や、安全な喫煙場所及び吸い殻の正しい後始末についての啓発活動を、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、デジタルサイネージやZ o o mを活用し実施しました。
放火防止対策の推進	地域が実施する年末パトロール等の機会に、地域内に潜在する放火危険箇所を確認し、地域住民で情報共有する取組を推進しました。
事業所等の防火対策の推進	年末に慌ただしくなる事業所において、出火防止や「火災から命を守る避難の指針」について、パンフレットや動画を活用した研修会や訓練指導等を実施しました。

● 冬のスローガン「底冷えの 京（みやこ）をまもる 火の用心」

スローガンの決定	消防職員及び消防団員から募集した作品の中から選出した5作品について、平成30年年末防火運動期間中に一般投票を実施し、冬のスローガンを決定しました。 年末防火運動をはじめ、冬期における、火災予防啓発時に積極的に活用しました。
啓発ポスターの作成	京都芸術デザイン専門学校の学生により、デザインされた90作品から選抜された15作品について、一般投票で優秀作品を選抜し、啓発ポスターを作成しました。



■ 春の火災予防運動（令和3年3月1日～3月7日）

● 重点推進事項

住宅防火対策及び焼死者防止対策の推進	火災の早期発見に有効な住宅用火災警報器について、機器本体の劣化や電池切れが発生していないか、年末防火運動に引き続き、機器の作動点検を実施し、電池切れ等の場合は適切に交換するよう啓発しました。 また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を踏まえ、デジタルサイネージや窓明かりを利用した対面以外での広報活動も実施しました。
乾燥時及び強風時の火災予防対策の推進	空気の乾燥しやすい時季であることを踏まえ、たき火等の屋外における火気管理の徹底や、林野火災の防火啓発を関係機関と連携し実施しました。
事業所等の防火対策の推進	新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、WEB会議システムを活用したリモート防火指導を実施しました。 また、リモートの特性を生かし、録画した研修動画を各社内で公開することにより、多くの従業員の方々に受講していただきました。

● 京都らしさ溢れる火災啓発

ポスター及びコラボパッケージによる啓発	秋の火災予防運動でも作成した葵太夫・禿出演のポスターを春の火災予防運動でも作成し、鉄道各社の駅や事業所等に掲出しました。 株式会社志津屋協力の下、消防車デザインパッケージで商品を販売し、購入された方々に火災予防啓発を実施できました。
---------------------	---



緊急防火点検

京都市では、社会的影響の大きな火災等が発生した場合や、市内で火災が多発した場合に、毎年実施している火災予防運動とは別に、緊急の防火点検を実施しています。（令和２年度は３回実施）
また、各消防署においても、独自に４回の緊急出火防止の取組を実施しています。

■ 市内一斉に実施した緊急防火点検

期間	重点取組事項
令和２年 ７月～ 令和３年 ３月３１日	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため飛沫防止シートやアルコール消毒剤を設置する事業所が増加しているなかで、大阪府寝屋川市で飛沫防止シートが燃える火事が発生したことを踏まえ飛沫防止シートと火気器具等との離隔距離やアルコールの適切な取扱い等の啓発ビラを作成し、防火指導を実施しました。
令和２年 ８月１４日～ ９月３０日	令和２年７月３０日に福島県郡山市で発生した爆発事故を受けて、市内の液化石油ガス３００kg以上取り扱っている飲食店を対象に、ガス機器の適切な維持管理について指導を行いました。
令和２年 １０月１９日～ １１月８日	１０月に入り、市内で１５件の火災が発生し、１０月半ばであるにもかかわらず、昨年１０月中の火災件数（１１件）を超え、また過去５年間の１０月の平均火災件数である１５件と同数となるなど、特異な火災発生状況となったことから、秋の火災予防運動に先駆けて、巡回広報や署状に応じた対策を実施しました。

放火火災防止の取組

令和２年に京都市で発生した放火が原因となる火災は３４件で、令和元年と比べ、１８件増加し火災原因としては最も多くなりました。

■ 放火火災予防デーにおける一斉啓発

平成２８年に、「放火火災の予防に関すること」を京都市火災予防条例に規定し条例の公布・施行日である１１月１１日を、「放火火災予防デー」とし、この日を中心に放火防止の啓発活動を行っています。令和２年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止を踏まえ、デジタルサイネージ等を活用した新しい形の啓発活動により、放火火災の防止を呼び掛けました。



■ 放火火災防止特別警戒の実施

管内で放火火災が連続して発生した北及び伏見消防署においては消防隊等が、早朝等の放火火災が多発している時間帯を中心に、地域の巡回パトロールを行いました。

■ 放火対策プロジェクトの推進

京都市消防局では、消防職員、消防団員、地域及び関係機関が一体となって、地域全体で放火防止に取り組む「放火対策プロジェクト」を推進しています。

過去に複数回放火火災が発生した地域から「放火対策エリア」を選定し、「放火対策コンサルタント研修」や「火災予防研修」を受講した消防団員や自主防災会の役員が、地域の放火防止の取組に積極的に参画して、助言を行っています。

実施手順	取 組 内 容
放火対策エリアの選定	・ 過去 5 年間で放火事案が 3 件以上発生している学区 ・ その他、署長が特に取組が必要と認める地域
火災予防研修の実施	消防団員等を対象に、一般的な火災予防知識をはじめ、放火防止に関する内容の研修を行い、この研修を受講した消防団員等には地域住民に対して、有効な放火防止対策の取組について助言を行うってもらう。
放火対策アクションの実践	火災予防研修や放火対策コンサルタント研修を受講した消防団員等を交えたミーティングや防火見回り活動を実施するなど、地域の状況に応じた放火対策を実践。

たばこ火災防止の取組

令和 2 年に京都市でたばこが原因となる火災は 24 件発生し、前年から 7 件減少しましたが、放火に次いで多く発生した火災原因になりました。

京都市消防局では、たばこ火災を防止するための取組として、防火安全指導等の戸別訪問のほか、事業所査察や防火運動の機会を通じてたばこ火災防止の啓発を行うとともに、特に喫煙者の方が利用されるたばこ販売所にも火災予防リーフレットを配布しています。



屋外イベント等における露店指導の状況

平成 25 年 8 月、福知山市で開催されていた花火大会で発生した火災により、多数の死傷者が発生したことを踏まえ、京都市では火災予防条例を改正し、大規模な屋外での催しの主催者等に対し、防火担当者の選任、火災予防上必要な業務に関する計画書の作成等を義務付けるなど、露店等における防火管理体制の強化に取り組んでいます。

■ 火災予防条例の規定内容（露店に係るもの）

項 目		規定内容
露店等開設の届出		祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者が集まる催し（以下「催し」という。）において，対象火気器具等※を使用する露店等を開設する場合，所轄消防署長への届出を義務化しました。 （※ガスコンロ，カセットコンロ，携帯発電機，石油ストーブ，ホットプレートなど）
消火器の準備		催しの実施に際して，対象火気器具等を使用する場合は，消火器を準備しなければならないこととしました。
屋外での大規模な催しにおける防火管理	指定催しの指定	次の要件のいずれかに該当する催しで，火災発生時に重大な危害を及ぼすおそれがあると認めるものを指定催しとして指定しています。 ① 露店等の数がおおむね 100 以上の規模 ② 指定区域（喫煙，たき火等が制限される区域）を有する文化財社寺等の敷地内で，露店等の数がおおむね 50 以上の規模
	指定催しの防火管理	① 防火担当者の選任 ② 火災予防上必要な業務に関する計画の作成及び所轄消防署長への届出（開催日の 14 日前まで） ③ 上記②の計画に基づく業務の実施
	講習受講の義務	指定催しの防火担当者及び指定催しにおいて対象火気器具等を使用する露店等を開設する者に対する，火災予防上必要な講習の受講が義務となっています。
罰 則		火災予防上必要な届出をしなかった場合は，30 万円以下の罰金の罰則が適用されます。

在宅避難困難者の防火安全対策

在宅避難困難者の防火安全対策

市内全域で一人暮らしの高齢者や高齢者同士の世帯が増加しているため、高齢者が火災で死傷されるケースが多くなっています。

消防局では、高齢者や身体に障がいのある方のうち、火災等の災害が発生した場合に自ら避難できない方（在宅避難困難者）を対象とした防火安全対策を実施しています。

■ 防火安全指導の実施

消防職員が在宅避難困難者世帯を訪問し、出火防止や人命に係る事項の点検を実施するとともに、世帯構成や生活環境に合わせた防火指導又は助言を行っています。



防火安全指導の様子（台所回りの点検）



防火安全指導で配布する
出火防止リーフレット

◆ 火災予防上の指導事項

- ・ 火気取扱器具の正しい取扱い
- ・ 安全な喫煙管理
- ・ 容易に避難できる場所での就寝
- ・ 住宅用防災機器の設置と維持管理
- ・ 介助者に対する避難救出方法の指導
- ・ 近隣者等との避難救出協力体制づくり

■ 高齢者等のための安心アドバイザー研修

高齢者宅等からの出火防止や焼死者防止を図るため、「高齢者等のための安心アドバイザー研修」を実施しています。

高齢者等に接する機会が多いホームヘルパーや老人福祉委員等を対象に、「防火・防災」、「家庭内での救急事故防止」に関する研修を受講していただき、高齢者宅等を訪問した際に、防火・防災・救急事故防止のアドバイスをしていただくよう依頼しています。



研修テキスト
(安心アドバイザーハンドブック)

■ 民間団体と連携した防火・防災対策

● 電気配線診断

電気使用安全月間（8月1日から同月31日まで）の取組の一環として、京都府電気工事工業組合が実施する「高齢者宅配線診断」に併せて、消防職員による防火安全指導を実施し、高齢者世帯等における防火及び安全の確保を図っています。

● 火災警報器点検

火災警報器（戸外ブザー有）が設置されている在宅避難困難者世帯を、消防職員と（一社）京都消防設備協会の会員事業所が訪問し、火災警報器の点検（小修理を含む。）に併せて消防職員による防火安全指導を実施しています。

● 訪問看護ステーションの看護師による住宅防火点検

平成29年9月14日に締結した「高齢者等世帯の火災予防に関する協定」に基づき、（一社）京都府訪問看護ステーション協議会に加盟している事業所の訪問看護師の方に、高齢者等世帯への「住宅防火点検」にご協力いただいています。

■ 緊急通報システム（あんしんネット119）

消防局と保健福祉局が共同で、在宅の一人暮らしの高齢者や身体に障がいのある方等が家庭内で緊急事態に遭われたときに、ボタン一つで消防指令センターへ通報できるシステムを運用しています。また、緊急通報システムを利用されている方のうち、自力歩行できない方等を対象に緊急通報システムへ無線で連動する住宅用火災警報器（緊通連動住警器）を設置し、火災の煙を感知した場合、自動的に消防指令センターへ通報するシステムを運用しています。



緊急通報システム（本体）



緊通連動住警器



緊通連動住警器
を紹介するパンフレット

■ 消防ファクシミリ

聴覚言語に障がいのある方が、加入電話ファクシミリを用いて消防指令センターへ緊急通報できるシステムで、防火・防災に関する相談や火災予防に関する情報提供も行っています。



■ NET119（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）

京都市消防局では、平成31年3月1日から聴覚言語障がい者等からの緊急通報への受信体制を強化するため、「NET119」（スマートフォン等を用いた緊急通報システム）を導入しました。

音声での緊急通報が困難な方を対象とした通報の仕組みで、スマートフォン等を用いて、いつでも、全国どこからでも通報場所を管轄する消防に緊急通報することができます。



NET119 の仕組み



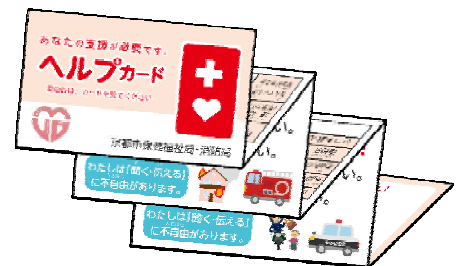
NET119 の通報画面

■ 「京都市版ヘルプカード」

高齢者や障害をお持ちの方が、緊急時や災害時等に周囲の人に支援を求めるためのカードです。

カードに医療情報や緊急連絡先、障害特性や緊急時・災害時の対処方法等を記載しておき、困ったときに周囲の人や救急隊などにカードを見せることで、必要な支援が受けやすくなります。

これまでお配りしていた「安心カード」と「ふれあい手帳」、そして「ヘルプマーク」の特徴を併せ持つカードです。



※ 「安心カード」・「ふれあい手帳」の配布は終了していますが、お手持ちのものは継続してご使用いただけます。



京都市版ヘルプカードは、12面構成になっています。

利用方法を記載したチラシと一体型になっていますので、ヘルプカード部分を切り取り、必要な内容を記載してお使い下さい。

自主防災組織の育成・市民防災指導

自主防災組織

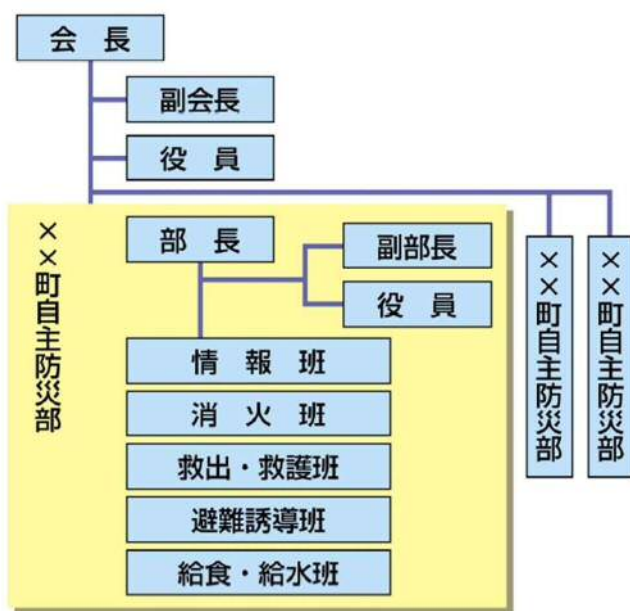
消防局では自主防災組織の育成指導に積極的に取り組んでいます。

大地震などの大規模な災害が発生したときに、これら災害による被害を防止し、軽減するためには、日頃から市民一人一人が防災活動に積極的に参加するなど、地域住民の皆様による組織的な防災活動を行うことが大切です。

京都市では、昭和 34 年から昭和 36 年頃にかけて住民による防火の組織として、自主防火町が市内全域で結成されました。自主防災組織は、この自主防火町制度を火災だけでなく、地震等の災害にも対応できるように発展させ、おおむね学区を単位に自主防災会を、町内会を単位に自主防災部を結成しているものです。

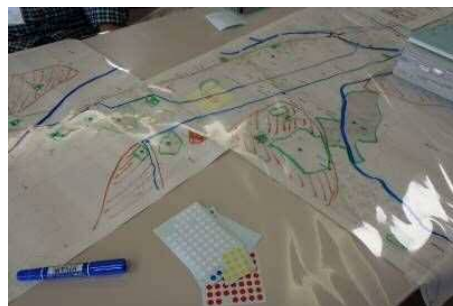
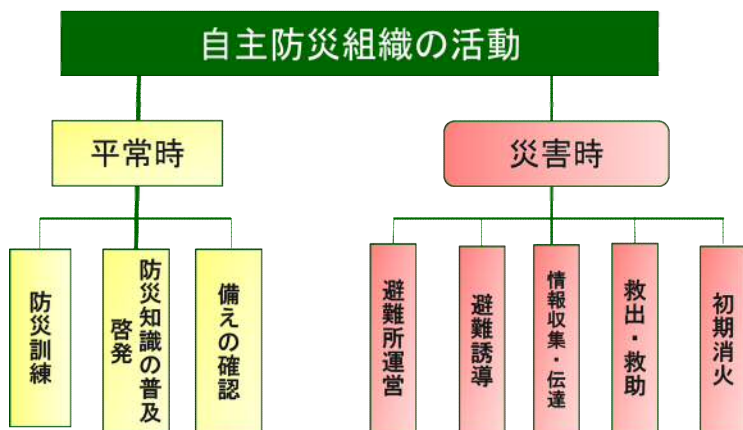
自主防災組織は、「自分たちのまちは自分たちで守ろう」という精神で、より広域かつ密着した地域連帯による防火・防災活動を行うとともに、地域のコミュニティ組織、事業所の自衛消防隊と関係機関が一体となった地域防災ネットワークの構築を目指しています。

〇〇学区自主防災会



自主防災会活動

自主防災会では、各自主防災会で定めた規約や防災計画に基づき、平常時は防災知識の普及啓発、地域の備え、防災訓練の実施など、様々な活動が行われています。また、災害時は、避難所運営をはじめ、避難誘導、情報収集、救出など住民同士で地域の助け合う活動を実施します。



京都市自主防災会連絡会

行政区を超えた協力体制の構築や情報共有を図り，全市的な自主防災活動の更なる活性化を図ることを目的として平成 30 年 7 月 2 日に結成されました。



取組事項

- ・ 区連絡会等の活動に係る情報交換
- ・ 京都市全体に係る自主防災活動に関する課題の検討
- ・ 大規模災害時における支援及び協力に関する連携の推進
- ・ その他必要な事項

【防災に関する課題検討会】

○ 平成 30 年度

大阪府北部地震や 7 月豪雨時の自主防災活動で課題となった情報伝達，連絡体制や各種団体との連携について意見交換などを行いました。

○ 令和元年度

各行政区で実施された地域防災力向上に向けた課題検討会での結果報告をはじめ，東山区今熊野学区における『坂のまちの防災対策』の紹介，参考となる防災活動事例の共有や意見交換などを行いました。

○ 令和 2 年度

各行政区で自主防災会における課題等を情報共有するとともに，京都市全体の状況分析や，近年の防災対策をまとめた「防災に関する情報共有会」を冊子で作成し，情報共有を図りました。



令和元年度の検討会の状況



令和 2 年度の検討会の状況

自主防災組織用器材の整備

京都市では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災の教訓として、早期に救出救護活動を実施するには、各種防災器材の整備が必要であることを踏まえ、全自主防災会に対して、救出救護器材とそれらを収納する防災器材格納庫を配備しました。

防災器材名	配備数	防災器材名	配備数
防災器材格納庫	1	リヤカー	1
ボール	8	テント	1
ジャッキ	10	はしご	1
ハンマー	4	強力ライト	4
ショベル	8	電気メガホン	1
のこぎり	8	メガホン	8
担架	4	その他自主防災会が 選択した器材	
シート	2		



救出救護用器材及び防災器材

事業所と地域（自主防災会）との連携

地域防災ネットワークの一つとして、事業所（企業）は、自助の観点から事業所防災を推進していくとともに、共助の観点から地域防災活動に貢献し、周辺地域との連携強化を推進することが大切です。このため、平成10年度から、大規模災害時における被害軽減のため、各事業所の特性を生かした、事業所と自主防災会の連携を図る取組を推進しています。

これまで事業所と自主防災会が応援協定を締結し、連携が図られているものとして、事業所からは、防災活動の応援、防災活動（救出救護、消火、給食給水）用資器材の提供、食料・飲料水の提供、避難場所の提供などがあります。また、自主防災会からも小規模事業所に対する防災活動を支援する例があります。さらに、防災訓練や研修を通じて、締結内容がより実効性のあるものとするとともに、相互の信頼関係を構築されています。



事業所の井戸水を活用した消火訓練

防災行動マニュアルの運用

阪神・淡路大震災では、閉じ込めや下敷きになった多くの方々のうち、ほとんどの方がご近所の方に救出されました。また、地震による火災の被害を最小限にとどめたのも、日頃からの連帯が強い地域でした。災害が起きたときに大きな力を発揮するには、家庭や地域のつながりが大切であることは東日本大震災でも明らかになっています。

大規模な災害時には自主防災会と自主防災部の連携した活動が大切であることから、自主防災会の防災計画となる防災行動マニュアルが平成 29 年度までに策定されました。平成 30 年度からは各自主防災部で策定されている防災計画との整合性を図るとともに、より実効性の高い内容となるよう、防災訓練等を通じて検証、必要な見直しを行い、いざというときに自ら考え行動できる自主防災組織づくりを推進しています。



【防災行動マニュアル運用の流れ】



防災ワークショップ

自主防災部活動ファイル

「災害発生時」と災害に備える「平常時」の自主防災部における活動要領が記載されています。「災害発生時」には、被害状況・安否確認用地図により、地域の災害状況を把握し、自主防災会に情報を伝達する必要があります。自主防災部活動ファイルの中に自主防災部長としての行動要領を記載した防災行動シートがあり、「地域の集合場所はどこか」、「安否確認用地図はあるか」、「緊急連絡体制や名簿は最新か」などがチェックできます。年度ごとに見直すなど、情報が古い場合は更新をお願いしています。

また、「平常時」における訓練メニューが記載されていますので、担当の消防職員にご相談いただき、年 1 回以上の訓練をお願いしています。

令和 2 年度からファイルの周知と運用を開始しました。



地域発災型訓練

地域発災型訓練とは、地域の方々に災害発生時の初動措置の重要性を理解していただくことと、地域の協力体制「共助」の構築を目的に実施しており、「シナリオのない防災訓練」と言われています。

地域の集合場所を起点とした、近隣住民による早期協力体制の立上げ及び初期消火の重要性の理解を深め、即時対応能力の向上を図るとともに、既存の自主防災部の防災行動マニュアルの見直しや策定を推進しています。



『1分』で分かる自主防災 ～BOSAI アニメ～

地震、水災害、土砂災害のほか、台風による強風被害など自然災害の怖さや、自助、共助をはじめとした防災活動や自然災害への備えの大切さを、アニメーションで分かりやすくお伝えしています。（1テーマ約1分の短編アニメーション動画、合計1テーマ）



- (1) 自主防災組織編
- (2) 防災意識編
- (3) 地震編（事前対策）
- (4) 地震編（災害対応）
- (5) ハザードマップ編
- (6) 警戒レベル編
- (7) 知識編（避難場所・避難所）
- (8) 台風・強風編（事前対策）
- (9) 地域の集合場所で行うこと編

防火・防災指導

市民一人一人が自らの安全についての意識を持ち、火災や地震などの災害や家庭内の事故などに対し、適切に対応する知識や技術を身に付けていただき、災害に強い人づくりを進めるため、自主防災組織、事業所、ジュニア消防団、教育施設（未就学児施設を含む）、老人クラブ、その他の各種団体等をはじめとした全ての市民を対象に、防火・防災指導や応急手当等の普及啓発等を行っています。

市内各所において、あらゆる機会を通じて、消火器の取扱いや地震の体験、講習会などを開催し、火災予防の普及促進や災害発生時の初動活動等の指導を行っています。

年代別防災指導カリキュラム

東日本大震災をはじめとする災害が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守るための地域防災力の重要性が増えている一方で、少子高齢化の進展などの社会情勢の変化により、今後の地域の防災活動の担い手を十分確保することが困難となっています。

そこで、地域防災活動の担い手となる幼少年の防災教育を充実させるため、年代に応じた防災指導カリキュラムを作成しました。このカリキュラムにより、系統立てた長期的な防災指導を実施し、いざというときに自ら考え命を守る行動をとるとともに、周りの人を助けることができる人づくりを推進していきます。



市民消防表彰

日頃から積極的に自主防災活動等を実践し、安全なまちづくりに貢献した市民団体及び個人の努力をたたえるため、次の区分により表彰を行っています。

◇ 自主防災会等表彰

自主防災活動等の実践について著しく努力し、功績のあった自主防災会、自主防災部等

◇ 自主防災活動推進功労者表彰

自主防災活動の推進について著しく努力された自主防災組織役員

◇ 防災功労者表彰

自主的な火災予防等の活動について著しく努力された団体及び個人

◇ 事業所表彰

自主防火管理の実践について著しく努力し、顕著な成果のあった事業所

外国人を対象とした防火・防災指導等

多言語防火防災パンフレット

消防局では、留学や就職等で市内に居住する外国人の方により安心して生活を送っていただけるよう、4カ国語（日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）で作成した『多言語防災パンフレット』を各区役所等を通じて配布しています。

■ 令和2年度にリニューアル

これまでは、「地震」と「119番通報要領」を記載したパンフレットでしたが、令和2年度から、更に「火災」「水害」「土砂災害」といった自然災害に対する備えや災害発生後の対応などの情報を追加し、内容を充実させました。

■ 切り取って使える「通報カード」付き

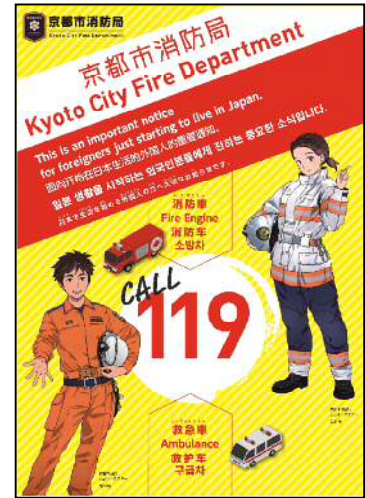
パンフレットには、切り取って使える、持ち運びに便利な「通報カード」が付いています。

このカードには緊急通報（「119番」及び「110番」）を依頼する内容を記載しており、周囲に提示することで、スムーズな緊急通報に役立ててもらうことができます。

切り取って使える通報カード

■ 活用方法

リニューアルした『多言語防火防災パンフレット』は、令和3年6月以降、外国籍市民が利用する京都市国際交流会館や京都府国際センター等で配布します。また、消防職員等が実施する外国籍の方を対象とした防火・防災研修の時の資料としても使用します。



多言語対応救急現場活動シート

消防局の救急隊は、現場活動において、外国人等日本語を理解できない傷病者への説明や情報収集に使用する翻訳ツールとして、「多言語対応救急現場活動シート」を使用しています。

■ 最もシンプルなコミュニケーションツール

病気や怪我で話しづらい傷病者と、指差しのみで素早くコミュニケーションをとることができます。

■ 令和2年度に8箇国語対応にバージョンアップ

平成15年度に4箇国語版（英語・中国語簡体字・韓国朝鮮語・スペイン語）で運用を開始しましたが、訪日外国人観光客の増加に対応するため、令和2年度に内容・言語を刷新し、8箇国語（4箇国語＋中国語繁体字・フランス語・イタリア語・ドイツ語）対応となり、8割以上の外国人傷病者（※京都市の外国人宿泊観光客統計から算出）に対応可能となりました。



緊急消防援助隊の派遣状況

■ 派遣部隊の登録状況

緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災を教訓に全国の消防機関による応援を速やかに実施するため、平成7年に創設されました。平成16年4月には、消防組織法の改正により法律に基づいた部隊となり、令和3年4月現在、全国6,862部隊（重複含む。）が登録されています。

京都市においては、消防ヘリコプターを運用する航空小隊や都道府県隊をまとめるための指揮支援隊をはじめ、消火・救助・救急小隊など、多くの部隊を登録し、大規模災害に備えています。

※ 令和3年4月現在の登録隊数 （複数部隊への重複登録を含む。）

- ・指揮支援隊… 3隊
- ・京都府大隊指揮隊… 1隊
- ・統合機動部隊指揮隊… 1隊
- ・NBC災害即応部隊指揮隊… 1隊
- ・土砂・風水害機動支援部隊指揮隊 1隊
- ・航空指揮支援隊… 1隊
- ・消火小隊… 17隊
- ・救助小隊… 3隊
- ・救急小隊… 5隊
- ・通信支援小隊… 1隊
- ・後方支援小隊… 6隊
- ・航空後方支援小隊… 1隊
- ・特殊災害小隊… 4隊
- ・特殊装備小隊… 11隊
- ・航空小隊… 2隊
- 計…58隊



■ 派遣状況（令和3年4月1日現在）

京都市消防局では、消防庁長官の求め・指示により、創設以来10回出動しています。

1	【平成15年十勝沖地震】出光興産北海道製油所原油タンク火災に伴う警戒活動 平成15年10月13日～22日（10日間） 北海道苫小牧市 3隊7名派遣 〔指揮隊1、消火隊2〕
2	【平成16年7月福井豪雨】浸水家屋に取り残された住民の救助活動等 平成16年7月18日～19日（2日間） 福井県月見4丁目、5丁目 12隊52名派遣 〔指揮支援隊2、京都府指揮隊1、 消火隊1、救助隊3、救急隊1、 後方支援隊3、航空小隊1〕

	【ＪＲ西日本福知山線列車事故】列車事故に伴う情報収集活動
3	平成17年4月25日 兵庫県尼崎市 1隊5名派遣〔航空小隊〕（ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【奈良県吉野郡上北山村土砂崩れ車両埋没事故】土砂崩れによる車両埋没事故に伴う指揮支援活動等
4	平成19年1月30日 奈良県吉野郡上北山村 2隊7名派遣〔指揮支援隊1，航空小隊1〕 （ヘリＴＶ電送システムを使用した消防庁への事故状況の電送等）
	【平成19年能登半島地震】地震被害に伴う指揮支援活動等
5	平成19年3月25日～26日（2日間） 石川県金沢市，輪島市 3隊15名派遣〔指揮支援隊2，航空小隊1〕 （指揮支援活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
	【平成19年新潟中越沖地震】地震被害に伴う情報収集活動
6	平成19年7月20日～23日（4日間） 新潟県新潟空港，柏崎 1隊5名派遣〔航空小隊〕 （救急搬送活動及びヘリＴＶ電送システムによる情報収集）
	【東日本大震災】津波被害に伴う救助活動等
	陸上隊 宮城県本吉郡南三陸町 平成23年3月11日～4月13日（34日間）延べ159隊，495名派遣
	  
	航空小隊 山形県，長野県，宮城県，福島県 平成23年3月11日～18日，3月18日～25日，4月1日～5日，4月10日～14日（20日間） 延べ4隊，20名派遣
7	  
	福島第一原子力発電所 平成23年3月27日～31日（5日間）延べ11隊，40名派遣
	  

8	【平成 28 年熊本地震】地震被害に伴う情報収集や要救助者の検索活動等 - 陸上隊 熊本県熊本市，南阿蘇村 平成28年4月16日～22日（7日間） 延べ46隊，126名派遣    - 航空小隊 南阿蘇村 平成28年4月16日～17日（2日間） 延べ1機，4名派遣   
9	【大阪府北部地震】地震被害に伴う情報収集 航空小隊 大阪府北部地域 平成30年6月18日 延べ1機，5名派遣
10	【平成30年7月豪雨】豪雨災害に伴う要救助者の検索活動等 陸上隊 広島県安芸郡熊野町川角地区，広島市安芸区矢野地区，安芸郡坂町小屋浦地区 平成30年7月12日～8月1日（21日間） 延べ68隊，228名派遣      

消防用ドローンの運用

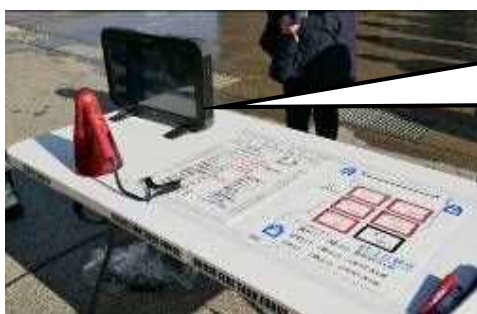
消防用ドローンの運用

京都市消防局では、地震、洪水などの大規模災害発生時に上空からの情報収集活動を容易にするとともに、通常災害においても、消防職員が立ち入ることが困難な地域や場所の情報収集活動を充実させるため、消防用ドローン（以下、「ドローン」という。）を運用しています。

ドローンは、様々な災害に出動し、建物火災や林野火災での延焼状況や火の粉の飛散、残火状況の確認、水難救助、山岳救助、集団救急事故現場での負傷者や事故状況の把握、要救助者の捜索などで威力を発揮します。

運用体制

ドローンにより撮影した災害現場映像を、現場最高指揮者が確認することで、効果的な指揮活動が行われます。また、その映像を消防局本部へ伝送することにより、局本部と災害現場が一体となった災害対応が可能となり、被害の軽減につながっています。



（災害現場の指揮本部で確認するモニター）

■ これまでの経過

- ・ 平成31年1月17日 警防計画課による局独自整備機の平日昼間帯の運用開始
- ・ 令和元年6月17日 南部本部救助隊による国無償使用機の昼間帯の運用開始
- ・ 令和元年7月16日 南部本部救助隊による国無償使用機の24時間運用開始
- ・ 令和2年7月1日 北部本部救助隊による局独自整備機の24時間運用開始
（警防計画課から北部本部救助隊へ所管換え→2機24時間運用体制開始）

ドローンの特徴 DJI製マトリス210

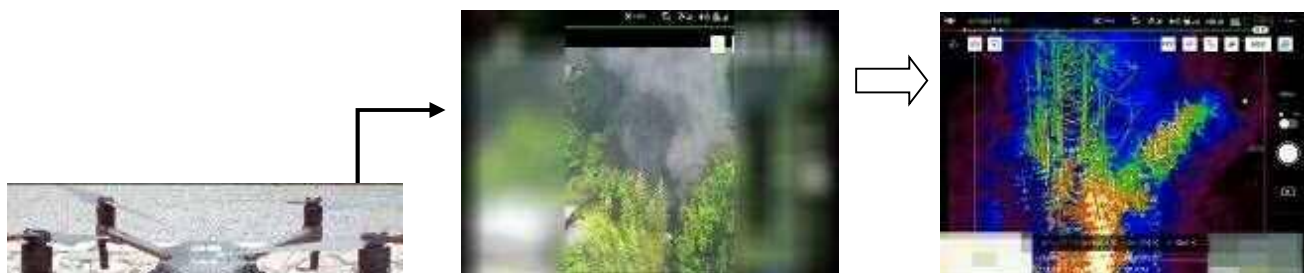
- ・ 大きさ（約縦89cm×横88cm×高さ38cm）
- ・ 重量（約4.6kg）、最大重量（6.1kg）
- ・ 防じん、防滴仕様で、長時間（約30分）かつ、高速（約80km/h）の飛行が可能です。また、2種類の撮影カメラ（赤外線カメラと望遠カメラなど）を同時に搭載し、同時撮影できるなど、最新で高性能な機能が数多くあります。



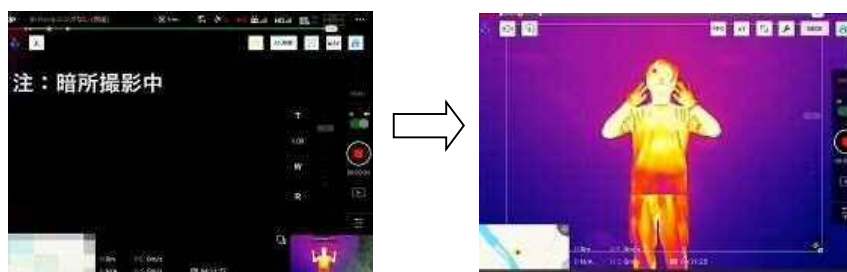
搭載カメラの特徴（DJI 製マトリス210）

■ 赤外線カメラ

赤外線カメラは、撮影した画面上で任意の位置の温度測定、平均温度、最高温度及び最低温度を測定可能で、特に火災現場で効果があります。さらに、最も高温な場所の温度を自動追尾する機能があるため、要救助者の搜索などにも活用できます。



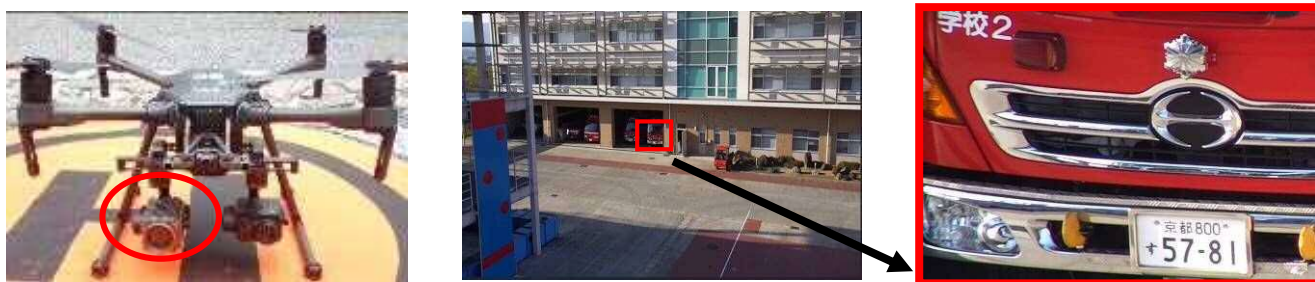
熱源及び燃焼範囲の確認



暗所における人物搜索

■ 望遠カメラ

望遠カメラは、30倍光学ズームと6倍デジタルズームを搭載した、総合倍率最大180倍ズームの性能があります。



光学30倍によるズーム映像

消 防 体 制

指揮隊、消防隊等の部隊は、火災その他の災害による被害を最小限にとどめるため、訓練により技術の練磨を重ねるとともに、科学的知識の習得にも努め、災害の発生に備えています。

部隊の出動は、災害の種別と状況に応じて、あらかじめ出動する部隊数を計画し、災害現場の近くにいる部隊をコンピュータが瞬時に選定して出動させることにより、現場へ到着する時間の短縮を図るとともに、出動した部隊は災害現場において、装備を最大限に活用して、人命救助、消火、延焼防止など、被害軽減のため迅速、的確な防御活動を展開しています。また、災害の規模や状況により、消防航空機隊を出動させ、地上の部隊への情報提供を行うとともに、総合的な指揮機能をもつ統括指揮隊と高度な救助能力を持つ特別高度救助隊を出動させ、大規模災害や特殊災害発生時における的確な情報処理や指揮統制を行うなど、防御活動を効率的かつ安全に行うための体制を確立しています。

■ 災害出動計画

出動計画		出動部隊数等							対象災害等
		出動区分	指揮隊等	消防隊	救助隊	救急隊	航空機隊	累計	
火災出動計画	基準建物火災	第1出動	3 (3)	6 (8)	1 (2)	1 (1)		11 (14)	建物火災については、一般的な住宅等と4階建以上の中高層建物に区分し、それぞれの燃焼規模、延焼危険及び人命危険等に応じて、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。 ○内は京都遺産特定地域に該当する場合の出動計画。
		第2出動	(2)	5 (4)	2 (1)		1 (1)	19 (22)	
		第3出動	1	5 (5)				25 (27)	
	中高層建物火災	第1出動	3	6	2	1		12	
		第2出動	1	6	1		1	21	
		第3出動		5				26	
	危険物火災	第1出動	3	11	3	1		18	消防法で定める危険物を運搬する車両や、危険物を貯蔵し、又は取り扱う一定規模以上の施設で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5	1	1	1	27	
		第3出動		5				32	
	地下火災	第1出動	3	9	3	1		16	地下鉄構内や地下駐車場等の地下空間で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	2	6	1	1		26	
		第3出動		5		1		32	
	林野火災	第1出動	1	3～4			1	5～6	林野火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	6～7	1			13～15	
		第3出動	1	6～8	1			21～25	
	特別消防対象物火災 (大規模人名危険対象物)	第1出動	4	10	4	2	1	21	病院、百貨店等の人命危険の高い対象物や文化財対象物等の火災に対して、その燃焼規模等に応じ、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5				27	
		第3出動		5				32	
	特別消防対象物火災 (文化財対象物)	第1出動	4	18	3	1	1	27	
		第2出動	1	9				37	
		第3出動		5				42	
	高速道路火災	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した火災に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	その他の火災	状況に応じた必要部隊数							火災とまぎらわしい通報の受信や煙の発見若しくは火災等の発生が予測される場合又は車両等の火災の場合に、その状況に応じて必要な部隊を出動させる。
救急救助出動計画	救急通常	1 隊							救急隊 1 隊で対応が可能な救急事故に対して、災害現場付近にいる救急隊を選定し、出動させる。
	救急特命	特命出動	2	3	1	4		10	複数の救急隊による対応又は救急隊と救急隊以外の部隊との協同活動が必要な救急事故に対して、災害現場付近にいる必要の部隊を選定し、出動させる。
	救助特命	特命出動	1	2	1	1		5	救助事故に対して、現場付近にいる部隊から、救助隊等の必要の部隊を選定し、出動させる。
	集団救急救助	第1出動	3	4	3	7	1	18	重症者を含む 5 名以上の傷病者が発生又は発生するおそれがある集団事故に対して、第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊から計画数を選定し、出動させる。
		第2出動	1	5		6		30	
		第3出動		4	1	5		40	
	高速道路等救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した救急事故又は救助事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
	高速道路等集団救急救助	計画部隊数							高速道路等の道路上で発生した重症者を含む 5 名以上の傷病者を伴う集団事故に対して、第1～第3の出動区分で計画部隊を出動させる。
特殊災害特命		状況に応じた必要部隊数							毒薬物 危険物 放射線物質等の漏洩又は流出に起因し、おおむね5名未満の除染が必要な傷病者の発生を伴う災害に対して、災害現場付近にいる必要の部隊を選定し、出動させる。

特殊災害	第1出動	4	10	4	2		20	放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害に対して、特命出動又は第1～第3の出動区分で災害現場付近にいる部隊（特殊災害対策車等の計画部隊を含む。）から計画数を選定し、出動させる。
	第2出動	1	7	1	2	1	32	
	第3出動	1	5		2		40	
高速道路等トンネル 特殊災害	計画部隊数							高速道路等のトンネル内において発生した火災等の災害に対して、第1～第3又は第4の出動区分で計画部隊を出動させる。
その他の災害	状況に応じた必要部隊数							都市ガス等の漏洩、消防法で定める危険物の流出、水害等の災害に対して、その状況に応じて必要な部隊を選定し、出動させる。

※高速道路等とは、名神高速道路、京滋バイパス、第二京阪道路、京都縦貫自動車道及び京都市道高速道路1号線をいう。

消防警備計画と特殊災害対策等

■ 消防警備計画

大規模な伝統行事、祭典、スポーツ行事その他の集団的行事、又は広範囲に及ぶ道路の通行止めなどに伴う活動障害が予測される場合、さらには、特異な連続放火等の事案に対処するために樹立する計画です。

■ 特殊災害対策等

● 特殊災害対策

危険物施設やタンクローリーなどの危険物災害、地下鉄や地下駐車場などの地下災害、放射性物質や毒劇物、高圧ガスなどによる特殊災害は、広範化・特殊化が進み、災害防御活動を一層困難にしています。これらの災害に対しては、各種の分析装置（ガスクロマトグラフ質量分析装置、赤外分光法による危険物質同定装置）等を装備した特殊災害対策車、有害ガスを除去する大型ファンを装備した特別高度工作車、化学防護服等を装備した化学車、救助工作車及び消防車を出動させる体制を構築しています。



特殊災害対策車

● 集団救急救助事故対策

列車・バス等の大量輸送機関の事故、危険物・ガス等の漏えいや爆発、大規模工作物の倒壊などの災害で、応急救護拠点を早期に開設することを主目的とする高度救急救護車を導入するなど、局地的に多数の傷病者が発生した場合の対策強化を図っています。

● 中高層建築警備対策

中高層建築物には、濃煙や高熱の充満、避難に長時間を要する等の困難性があるため、防御要領の作成、警防訓練の実施や装備の充実を図っています。

● 文化財警備対策

国宝建造物や世界文化遺産の建造物を特別消防対象物に指定するとともに、美術工芸品の搬出については、文化財セーフティカードや文化財タグを活用した活動要領を作成しています。

● 複合災害対策

一つの災害現場において、火災と集団救急救助事故が組み合わさった複合的な災害が発生した場合に複合災害（Fオペレーション）対応を現場最高指揮者が宣言することで、火災出動計画及び集団救急救助出動計画を合わせて発令し、活動部隊の任務を明確化し複合災害対策の教を図っています。

● 特別対象物出動計画

大規模かつ人命危険の大きい５９対象物を「大規模人命危険対象物」、世界文化遺産及び国宝に指定された６２対象物を「文化財対象物」として特別消防対象物に指定し、出動計画の整備及び活動計画を樹立して災害発生時の対策強化を図っています。

● 基準火災出動計画（特定地域）

京都らしい、歴史的な街並みを守る体制２３地域を指定し、通常の基準火災出動計画に本部救助隊１隊、消防隊１隊及びはしご隊１隊（小型又は屈折）を追加した出動計画及び火災防御活動資料を作成して火災発生時の対策強化を図っています。

■ 火災防御活動資料

木造建物密集地域や消防水利が不便な地域など、火災防御活動等の困難性が予測される地域については、警防調査を実施し、その実態把握に努めるとともに、指揮要領、放水隊形等の火災防御活動資料を樹立し、これに基づく水利選定や活動要領の図上訓練を実施することにより、迅速、的確な火災防御活動の推進に努めています。

	木造建物密集地域	水利不便地等	計
策定数	２５９	２７９	５３８

消防水利

消火栓や防火水槽などの消防水利は、市内に３０，４６３基設置（令和２年４月１日）されており、あらゆる地域に対して消火活動が行える体制を整備しています。

特に、震災時に必要となる消防水利については、地域ごとの水利必要量を算定し、震災消防水利整備計画を策定して計画的な設置を進めています。この計画では、年次計画により耐震型防火水槽・防火井戸の設置を進めるとともに、関係部局との協調を進めることにより、効率的な水利の開発、設置を行っています。これらの水利に対しては、消防車等による水利調査や点検を定期的に行い、適切な保全に努めています。

障害排除対策

駐車等による消防水利の障害、緊急出動中の消防車等に対する避讓義務違反、消防警戒区域内への立入りなど消防活動上の障害排除については、消防隊員等による現地指導、消防車等による巡回パトロール、関係機関との合同パトロール、防火講習会等を通じての市民啓発、消防水利標識の整備を行うほか、火災等の発生に際しては警戒整理班の出動等、積極的な障害排除対策に取り組んでいます。

消防活動体制

■ 災害時の消防活動体制

● 災害活動組織

平常時から災害に対する消防活動体制を確保するため、災害活動組織として局本部に災害活動全般を統括する局警防本部を、また、消防署に局警防本部の統制の下に管轄区域内の災害活動全般を統括する署警防本部を設置するとともに、局警防本部及び署警防本部にそれぞれ災害活動を実施する消防隊等の部隊を配置しています。

● 活動態勢

災害活動組織は、小規模な災害から大規模な災害まで対応できるよう、局警防本部及び署警防本部の活動態勢について、平常時の活動態勢から消防の総力による活動態勢までを、災害の規模、態様に応じて逐次、増強することとしています。

なお、人員等を増強する必要があるときは、勤務時間外の職員の非常召集を実施することとしています。

■ 震災時の消防活動体制

震災時には、同時火災の多発、建物倒壊等による救助事故の多発、多数の傷病者の発生など、膨大な消防活動が予想されることから、震災に対する特別な警防態勢の基準として京都市消防震災警防規程を定め、地震発生時には直ちに震災警防態勢を発令し、即応することとしています。

震災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
震災警戒警防態勢	気象庁が南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表したときに発令し、緊急消防援助隊の派遣等に備え、局警防本部の要員により情報収集を実施する。
第1号震災警防態勢	市内に震度4の地震が発生した場合で、局本部長が第1号震災警防態勢による対応が必要であると認めたときに発令し、職員・団員（各々一部）を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号震災警防態勢	市内に震度5弱又は5強の地震が発生したときに発令し、職員・団員（各々半数）を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号震災警防態勢	市内に震度6弱以上の地震が発生したとき又は第1号震災警防態勢若しくは第2号震災警防態勢において、局本部長が第3号震災警防態勢による対応が必要であると認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対応する。

● 主な実施事項

- ・ 消防ヘリコプター及び消防用ドローンの運用
- ・ 高所カメラ（消防局本部、小塩山、東部山間、京都市消防活動総合センター）及び災害情報画像伝送システムの運用
- ・ 大規模災害情報共有システム及び即時災害情報収集システムの運用
- ・ 無線中継車及び震災対応型司令車の運用

平常時の地震災害に向けた取組

- 震災警防訓練の実施
- 耐震型防火水槽等の設置及び補修
- 防災水利構想に基づく、震災時における消防水利の整備に向けた取組

■ 水災時の消防活動体制

水災に対応するために敷く特別な警防態勢の基準として、京都市消防水災警防規程を定め、水災規模に応じた水災警防態勢を発令し、対処します。

水災警防態勢の区分	発令の基準及び警防態勢
水災警戒警防体制	気象庁が市域に大雨又は洪水に関する気象注意報を発表したときに発令し、平常の警防態勢で対処する。
第1号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨、洪水又は暴風に関する気象警報を発表し、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員(各々一部)を召集し、部隊等の増強を図る。
第2号水災警防態勢	市域において局地的に水災が発生し、拡大するおそれがある場合で、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員(局 1/2、署 1/3)・団員(1/2)を召集し、警防本部の強化及び部隊の増強を図る。
第3号水災警防態勢	気象庁が市域に大雨又は暴風に関する気象特別警報を発表し、局本部長が必要と認めたとき又は市域における水災の状況等から、局本部長が必要と認めたときに発令し、職員・団員を全員召集し、消防の総力をもって対処する。

● 主な実施事項

- ・ 都市型水害対策車の運用
- ・ 災害現場に対応した水防工法等の実施
- ・ 気象状況等水災活動に必要な情報収集活動
- ・ 大規模災害情報共有システムの運用
- ・ 人命の救出救護等の水災活動
- ・ 関係機関との連携

平常時の水災害に向けた取組

- 水防用器材等の点検整備
- 水災害対応訓練施設を活用した訓練の実施等



多目的ローダー及び都市型水害対策車

支援体制

支援体制には、平常時の活動支援と大規模災害時の後方支援があり、これらの役割は京都市消防活動総合センターが担っています。同センターでは、平常時においては空気充填照明車、大型除染システム車、人員輸送車等による活動支援や消防車両の点検整備、活動器材の備蓄などを行い、地震などの大規模災害時には支援車Ⅰ型、資器材搬送車、燃料補給車などが出動し、活動器材や燃料の補給をはじめとする、様々な活動支援を行います。

応援体制

■ 隣接市町との相互応援

本市に隣接する 11 の市町との間では、消防相互応援協定を締結し、火災や救急・救助事故が発生したときには、必要に応じて消防隊等を出動させ、お互いに応援し合うことになっています。

■ 京都府内全市町村との相互応援

大規模な火災、地震や台風などによる大規模災害のほか、特殊な消防活動を要する災害等が発生した場合は、隣接する市町村による応援よりも、更に広い地域からの応援が必要となります。そこで、京都府内の全ての市町村と消防一部事務組合の間において、消防相互応援協定を締結しています。

■ 近隣の大都市間の相互応援

大地震などでも同時に被害を受ける可能性が少なく、また、都市が持つ災害危険なども共通するところがあることから、名古屋市、大阪市、堺市、神戸市と本市の間において、災害防御活動全般にわたる消防相互応援協定を締結しています。

■ 消防広域応援体制

全国の消防機関相互による援助体制として、平成 7 年に緊急消防援助隊が発足し、市町村、都道府県の区域を越えた消防力の広域的な運用が図られており、本市でも緊急消防援助隊に登録し、必要な部隊の派遣体制を整えています。

受援体制

地震等の大規模災害時には、近隣府県から緊急消防援助隊が京都市に応援出動してきます。これら緊急消防援助隊だけでなく、様々な協定に基づく応援部隊を集結させ、受け入れる一大拠点が京都市消防活動総合センターです。同センター内の消防学校本館 4 階の作戦情報室には、消防局の指揮命令の中枢である消防指令センターに直結した情報通信ネットワーク端末機を備えており、ここに受援本部を設置し、応援部隊の管理や効果的な部隊運用を行います。また、同センターの後方支援機能をいかして、活動に必要な資器材や燃料の補給、車両や器材の緊急修繕等を行い、長期にわたる災害活動を支えます。



東日本大震災時に緊急消防援助隊「四国隊」及び「九州隊」の現地へ向かう中継地点として使用

消 防 の 通 信 施 設

消防指令システムと通信機器による災害対応

最新のコンピューターと通信技術を駆使し、119番通報受付から出動隊の編成、出動指令、現場支援、災害の収束まで統括して処理する総合的なシステムです。迅速・確実な出動態勢を確保するとともに、あらゆる災害に対する消防対応力を高め、被害の軽減と救命効果の向上を図っています。



消防指令センター

消防指令システム

■ 主な特徴

● 災害の種別に応じた部隊を瞬時に編成

消防指令センターでは、消防車や救急車の位置や活動状況をリアルタイムに管理しており、119番通報の位置情報を通知する装置や位置情報から地図を検索して災害地点を迅速に把握する装置などを設置し、各装置が連動しながら災害現場へ直近順に適切な部隊を出動させる自動出動指定装置を運用しています。これらは、119番通報受信時に通報者からの通報内容を聴取中でも、出動部隊の指令を行うことができ、受信から出動までの時間の短縮を図っています。

● 消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有

消防指令センターと現場の部隊等が災害情報を共有するため、車載端末装置や現場指揮支援システム等を活用しています。

車載端末装置		出動中の部隊へ迅速な情報提供を行うため、指令情報や現場付近の地図、消防水利、建物の情報、病院情報などの情報を伝送することができ、消防車や救急車等に搭載しているもの。
現場指揮支援システム	指揮本部支援端末	災害現場指揮本部等において、安全で的確な現場活動を支援するため、消防指令センターや各指揮者との情報共有、消防ヘリコプターからの映像等の確認、各指揮者の活動を把握することができる端末を配備しているもの。
	救急活動支援端末	
		救急病院の受入状況の確認・検索機能を有し、救急現場において、傷病者の観察結果を指令センターに送信することで、医療機関への搬送時間の短縮を図るため配備しているもの。



車載端末装置



指揮本部支援端末



指揮者用支援端末



救急活動支援端末

■ 大規模災害時の対応

地震等の大規模災害が発生した際には、消防指令システムと大規模災害情報共有システム、即時災害情報収集システムが情報を集約するとともに、必要な情報を効果的に使用することで災害対応に役立てます。また、消防指令センター内の可動式パーテーションを開放し、隣接する指令作戦室と一体化するなど、通常災害から大規模災害対応へスムーズに移行することで、的確な活動方針等の作戦の立案、消防隊等の編成や重点配備を確保します。

大規模災害情報共有システム	多数の災害情報等を局本部と消防署所間で共有するシステムであり、共有する情報は項目ごとに担当部署へ送信され、対応状況がリアルタイムに更新される。
即時災害情報収集システム	局本部から発信する調査依頼メールを受けて、京都市内居住の消防職員が、携帯電話メールにより市内の被災状況等を局本部へ送信することにより、情報収集を行うことができるもの。



→
(大規模災害時)
可動式間仕切り
パネルを開放



■ 災害受信

119 番通報では、NTT の一般加入電話をはじめ、携帯電話、PHS、IP 電話から受信しています。

また、高齢者や身体に障害がある方等からの 119 番通報として、あんしんネット 119 や NET119 緊急通報システム、消防ファクシミリを活用し通報することもできます。

これらは、位置情報通知システムにより、通報時の住所や位置情報を消防指令センターのディスプレイに表示することができます。



消防指令センター ディスプレイ

あんしんネット 119 (緊急通報システム)	高齢者や身体に障害のある方等が利用し、通報できるシステムで、機器のボタンを押すと通報できるもの（本体ボタン、ペンダント型、枕元のそれぞれの押しボタンがある。）。
NET119 緊急通報システム	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が携帯電話やスマートフォンのインターネット機能を利用し通報できるシステムで、日本全国どこからでも通報が可能（GPS 機能を使って通報者の位置情報が把握でき、当該地域を管轄する消防本部に通報できる。）。
消防ファクシミリ	聴覚、言語機能又は音声機能に障害のある方が所定の様式を用いて、ファクシミリで通報できるもの。



緊急通報システム



NET119 通報画面

通信機器

■ 有線系設備

消防電話や一斉指令電話等は有線回線を使用し、消防指令センターや消防署所間等の通信を行っています。

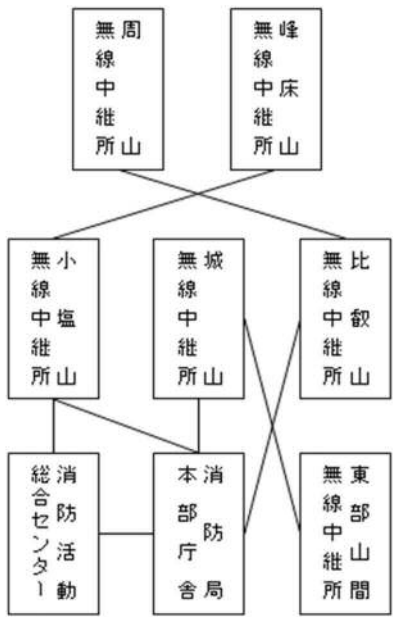
消 防 電 話	消防局と消防署所間及び消防署所相互間で日常業務等の通信を行うための電話で、消防局、消防署本署間は有線回線(3回線)で、消防出張所は有線回線(2回線)で通信を行っているもの。 ※ 消防局及び消防署は無線回線(3回線)も有している。
一 斉 指 令 電 話	消防指令センターから各消防署所へ音声による出動指令や、消防署所への駆け付け通報等があった際に消防署所から消防指令センターへ指令電話による災害受信連絡を行うもの。 消防局と消防署(本署・分署)及び消防出張所間については専用回線で通信を行っている。
業務 OA 系光回線	消防局と各消防署所間のネットワークを構築する回線で、データ指令、消防業務及び消防局のグループウェアに使用しているもの。
救 急 専 用 電 話	消防指令センターと救急告示病院との間で受入交渉等の必要な情報交換を行うもので、専用線(各病院1回線)で通信を行っているもの。

■ 無線系設備

● 多重無線

消防局本部、消防活動総合センター及び各無線中継所を結ぶ多重無線ネットワークを構築しています。回線のループ化を図り、システム全体の信頼性を強化しています。

消防局・消防活動総合センター間通信回線	消防局本部と、大規模災害時に受援本部となる消防活動総合センターとの災害映像及び消防電話用回線として活用している。
消 防 救 急 無 線 接 続 回 線	無線中継所に設置している消防救急無線基地局の接続回線(アプローチ回線)として活用している。
高 所 カ メ ラ 映 像 伝 送 回 線	無線中継所に設置している高所カメラの映像伝送用回線として活用している。
防 災 行 政 無 線 接 続 回 線	防災危機管理室(行財政局)が運用する防災行政無線基地局の接続回線等として活用している。



多重無線ネットワーク図



無線中継所及び高所カメラ

京都市消防局	消防活動総合センター	
東部山間	小塩山	周山

高所カメラ設置箇所

● 消防救急無線

災害現場等で活用する消防救急無線は、消防車両等と消防指令センター間の指令管制や指揮情報用として、13 のチャンネルを使用しています。消防局本部庁舎の基地局に加え、東部山間無線中継所、周山無線中継所、峰床山無線中継所、比叡山無線中継所等にも基地局を設置し、ほぼ市内全域での無線通信が可能となっています。また、大規模災害等における他の機関との通信用として、4 つのチャンネルを実装しています。



活動波 1 ～ 9	京都市消防局の専用電波（主に消防用）
活動波 10 ～ 13	京都市消防局の専用電波（主に救急用）
主運用波 1	京都府内の他消防機関との共通の電波
統制波 1 ～ 3	全国の他消防機関との共通の電波

● その他の現場無線

署 活 動 用 無 線	火災等の災害現場内での隊員相互の情報連絡用として使用しているもの。 用例 隊員 A「放水はじめ」 → 隊員 B「了解」
防災相互通信用無線 （防災相互連絡波）	災害発生時に、自衛隊、警察等の防災関係機関が情報連絡を行うために設けられた無線（周波数）である。 ※ 防災相互連絡波（警察、自衛隊等防災関係機関との共通電波）
ヘリテレビ 電 送 用 無 線	消防ヘリコプターにテレビカメラを搭載し、カラー映像及び赤外線映像を消防指令センター及び災害現場指揮本部へ伝送するもので、映像用及び連絡用の電波を使用している。地震等の大規模災害、山林火災及び救助・救急事故等に出動し、迅速、的確な情報把握、消防活動の効率化及び災害の規模に応じた市民の避難誘導等に活用するもの。

■ 衛星通信

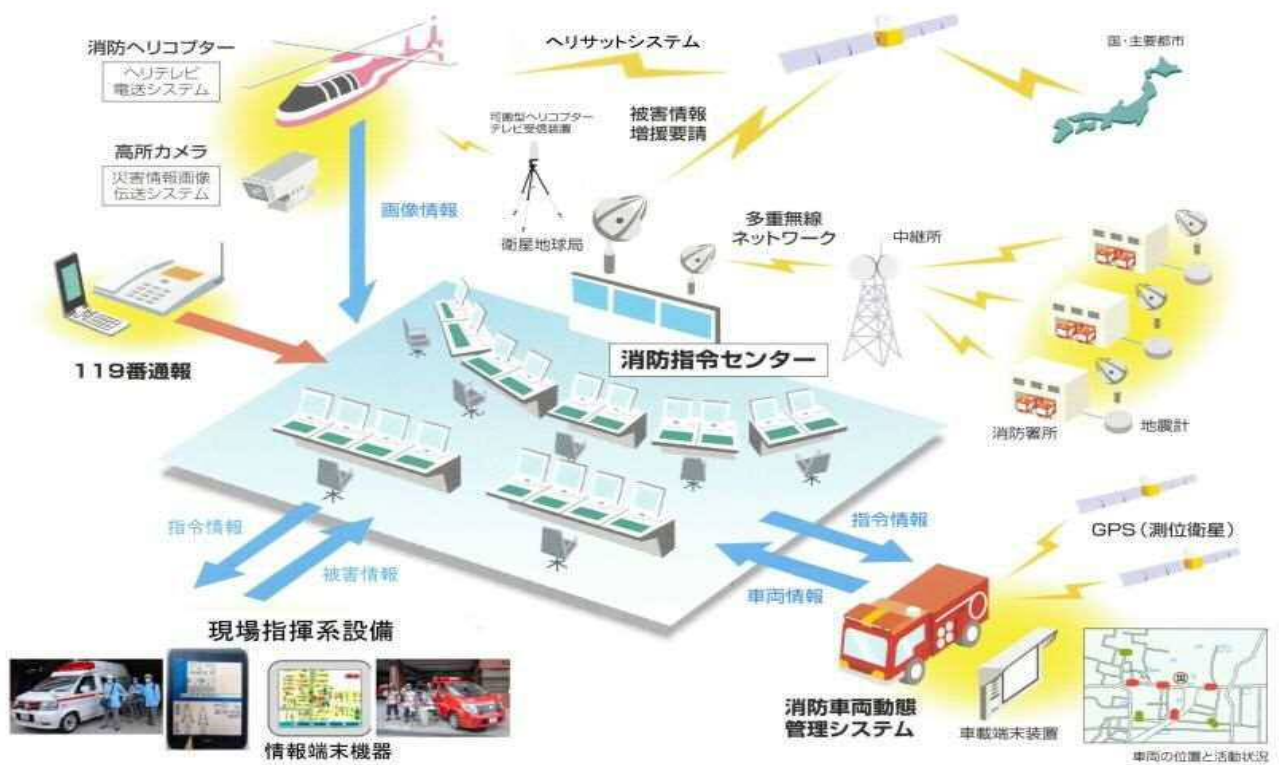
無 線 中 継 車	山岳等の消防用無線不感地域において無線中継車を活用し、災害現場と消防指令センター間を衛星回線ネットワークを使用して、無線通信を行うことができる。
ヘリサットシステム	ヘリテレビの映像をヘリコプターから衛星に直接送信することができるヘリサットシステム（ヘリコプター衛星通信システム）を設置している。山岳部等で電波が遮られることなく送信することができる。
航 空 無 線	消防ヘリコプターとヘリポート、消防指令センター、航空管制塔及び他の航空機との間において、運航上の情報連絡を行うことができる。
災 害 情 報 画 像 伝 送 シ ス テ ム	地震等の大規模災害発生時における高所カメラ等の災害状況映像を、地上の災害の影響を受けない通信衛星（スーパーバード）を利用して総務省消防庁、京都府庁、他都市の消防本部へ送り、即時応援体制を確立するためのシステム。東部山間、小塩山等の高所カメラやヘリテレビからの映像は、消防局屋上の衛星地球局から送信できる。



無線中継車



ヘリサットシステム



消防通信施設概要図

救 助 体 制

火災をはじめ交通事故や水難事故から人命を救助する活動は、消防の最も重要な活動です。京都市においても、人命を損なう各種の災害に的確に対処し市民の生命を守るため、救助隊、救急隊、更には航空機隊等が相互に連携を強化し、一体となって日々、救助技術の練磨に努めています。

また、国内外で震災等の大規模な災害が発生した場合には、緊急消防援助隊や国際消防救助隊を派遣する体制をとっており、電磁波探査装置等の高度な救助用器材を装備しています。

救助体制

火災現場で逃げ遅れた人、交通事故により車両内に閉じ込められた人、列車事故により電車の下敷きになった人、工場等で作業中に機械に挟まれた人、集中豪雨等により倒壊した家屋の下敷きとなった人等の救出に備えて、救出活動に専従する7隊の救助隊と救助活動を兼務する5隊の消防隊に様々な救助用器材を装備させて市内の各消防署に配置するとともに、様々な救助用器材を装備し、市内各地域において直ちに即応できる体制をとっています。

さらに、7隊の救助隊の中には、より高度な救助能力を持つ上鳥羽特別高度救助隊を南消防署に配置しており、電磁波探査装置、二酸化炭素探査装置等の高度探査装置やNBC災害に対応する特殊災害対策車、トンネル火災等において大型ブロアー装置により濃煙や熱気排除を行うほか、救助事故等の際に高圧水流で様々な対象物に対して火花を出さずに鉄板を切断するウォーターカッター装置を搭載した特別高度工作車等を配置し、震災等の大規模災害やNBC災害など特殊で困難な救助活動にも対処できる体制を整えています。

人命救助救援協約締結団体

多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合等には、団体を挙げて救急救助活動に入れるようあらかじめ警備計画を樹立しているほか、特殊機械や技術等について民間協力団体と人命救助に関する協約を締結しています。

■ 協約締結団体

株式会社日本サルベージ・サービス、社団法人日本溶接協会京都府支部、京都地下水有限会社

救助用器材

■ 救助隊の主な救助用器材

器 材 名 称	用 途
三 連 は し ご	はしごを伸ばすことにより、建物の2、3階に逃げ遅れた人を救助する。
油 圧 式 ジャ ッ キ	油圧により最大20トンの力で重量物を持ち上げ救助する。
エンジンカッター	エンジン駆動によりカッターディスクを回転させドア等の切断を行い救助する。
大型油圧スプレッター 大 型 油 圧 切 断 機	事故車両のドア等を最大7トンの力で開放し、28トンの力で切断し救助する。
マット型空気ジャッキ	空気圧でマット型のバッグを膨らませ最大60トンの重量物を持ち上げ救助する。

■ 上鳥羽特別高度救助隊の主な救助用器材

器材名称	用 途
画 像 探 索 機	ＣＣＤカメラにより，地中の内部状況をモニターに映して生存者を探査する。
地 中 音 響 探 知 機	音響及び振動センサーにより地中の生存者の音を探査する。
電 磁 波 探 査 装 置	電磁波によりがれき等に生き埋めになった生存者の呼吸等の動きを探査する。
二酸化炭素探査装置	二酸化炭素やアンモニアを高感度で検知し，がれき下等の生存者を探査する。
水 中 探 査 装 置	水中の映像をモニターに映し出し，水中の行方不明者を探査する。
地 震 警 報 器	地震による初期微動を感知し，本震が到達するまでの時間を探知する。

■ 京丹後市土砂崩れ災害（平成 18 年 7 月 19 日）

京丹後市長からの要請を受けて京都府広域消防相互応援協定に基づき，人命救助活動のために，梅雨前線の集中豪雨に伴う土砂崩れ現場へ本部指揮救助隊等を派遣したもので，電磁波探査装置や画像探索機等の高度救助資機材を活用し，要救助者の検索活動を実施しました。

◇ 電磁波探査装置



ライフディテクター



レスキュースキャン



◇ 画像探索機

簡易画像探索機



画像探索機Ⅰ型



航空体制

京都市消防航空隊の概要

所在地 伏見区横大路千両松町
京都消防ヘリポート

編 成 航空隊長以下 13 名
ヘリコプター 2 機
(ひえい号, あたご号)

体 制 24 時間運航体制



型式	エアバス・ヘリコプターズ式 AS365N3 ドーファン II
諸元	
主要寸度	
最大全長	13,68m
ローター直径	11,94m
最大全高	3,80m
最大離陸重量	4,300kg
エンジン	ターボメカ社製アリエル 2C×2 基
最大出力	851 馬力×2 基
最大乗員乗客数	14 名
最大航続時間	3 時間 40 分
最大速度 (時速)	175 ノット (324 km)
装 備	ホイス、カーゴスリング、GPS 装置、 ウォーターバケット (545 ㍓)、拡声装置、 リペリング装置、自動操縦装置、計器飛行装置、 サーチライト、防振可視カメラ、赤外線カメラ、 ヘリテレビ電送システム、エアコン、TCAS (空中衝突防止装置)、機外消火用タンク (900 ㍓)、ワイヤーカッター (安全装置)、 動態管理システム、衛星電話、救助資器材

■ 任務

- ・火災、水難及び山岳遭難等の航空救助活動、救急活動
- ・自然災害や大規模災害等における上空偵察、消防隊等の誘導及び物資や消防装備等の空輸
- ・林野火災における上空からの情報収集と空中消火活動
- ・ヘリテレビ電送装置による災害現場映像の現場指揮本部及び消防指令センター等への電送、衛星地球局、ヘリサット (直接衛星通信システム) を利用しての国や他の地方公共団体への映像配信
- ・大規模災害発生時における緊急消防援助隊航空部隊としての活動



林野火災における空中消火活動



ヘリテレビ電送システム



緊援消防援助隊集結地 (熊本空港)

京都市消防航空隊の沿革

年	月	内容
昭和 47 年	3 月	京都消防ヘリポート完成
	4 月	消防航空隊発足,「きょうと号」配備
	7 月	ヘリコプターによる初めての救急患者搬送を実施
昭和 48 年	7 月	林野火災において初めての空中消火活動を実施
	9 月	「四都市消防航空相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
昭和 63 年	2 月	ヘリポート, 管理棟, 格納庫の拡充整備
	4 月	「きょうと 2 号」配備(2 機体制)
		ヘリコプターテレビ電送システム運用開始
平成元年	12 月	「京都府広域消防相互応援協定」締結
平成 4 年	4 月	「あたご」配備(「きょうと号」後継)
		「きょうと 2 号」を「ひえい」に名称変更
		心電図電送システム運用開始
平成 7 年	1 月	阪神・淡路大震災に派遣(～3 月, 延べ 75 回)
平成 8 年	2 月	「近畿 2 府 7 県震災時等の相互応援に関する協定」締結
	4 月	「四都市消防相互応援協定」締結(京都, 大阪, 神戸, 名古屋)
平成 16 年	1 月	京都府と「大規模な災害等の発生に伴う航空消防防災活動に関する協定」締結
	7 月	緊急消防援助隊として福井豪雨災害に派遣
	10 月	台風 23 号被害に伴い京都府北部地域へ派遣
平成 17 年	4 月	新「ひえい」配備(「ひえい」後継機)
	4 月	兵庫県 J R 福知山線脱線事故へ派遣
平成 19 年	1 月	奈良県吉野郡土砂災害へ派遣
	3 月	能登半島地震へ派遣
	6 月	舞鶴市紡績工場火災へ派遣
	7 月	新潟県中越沖地震へ派遣
平成 20 年	4 月	救急救命士配置
平成 22 年	4 月	ヘリポート夜間灯火運用開始
平成 23 年	3 月	東日本大震災へ派遣
	8 月	総務省消防庁から無償使用制度により新「あたご」配備(「あたご」後継機)
	9 月	24 時間運航開始
		台風 12 号被害に伴い和歌山県へ派遣
平成 24 年	8 月	京都府南部豪雨に伴い宇治市へ派遣
平成 25 年	4 月	「あたご」ヘリサットシステム運用開始
平成 26 年	4 月	京北消防ヘリポート運用開始
平成 28 年	4 月	平成 28 年熊本地震へ派遣
平成 30 年	6 月	大阪北部地震へ派遣

国際消防救助隊の派遣状況

国際消防救助隊の派遣状況



国際消防救助隊
ワッペン

京都市消防局では、海外において大規模な災害が発生した場合に消防機関の高度な資機材や技術を活用した捜索救助活動等を実施する「国際消防救助隊」に、11名の救助隊員を総務省消防庁に登録しています。

総務省消防庁は、国際消防救助隊を昭和61年の発足から現在まで、世界各地の被災地に20回派遣しており、京都市消防局はそのうち5回の派遣実績があります。



■ 台湾地震

平成11年9月に台湾中央部で発生した地震では、救助隊員4名（中隊長1名、隊員3名）を派遣しました。

地震発生日時	平成11年9月21日(火)2時47分(日本時間)
震源地／規模	台湾中央部付近／マグニチュード7.7 (米国地質調査所発表)
被害	死者2,375名, 負傷者10,002名
派遣期間	平成11年9月21日～9月28日 (8日間)
派遣先	台中県, 南投県, 台北直轄市及びその周辺
派遣人数	国際消防救助隊員46名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	8市町村(市・郷・鎮)の17現場で32回出動, 85カ所検索 8名発見, 7名救出 (生存者はなし)

■ アルジェリア地震

平成15年5月にアルジェリア民主人民共和国ブーメルデス県ゼンムリ市付近で発生した地震では、救助隊員2名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成15年5月22日(木)3時45分(日本時間)
震源地／規模	ブーメルデス県ゼンムリ市付近／マグニチュード6.7 (米国地質調査所発表)
被害	死者2,266名, 負傷者10,000名以上
派遣期間	平成15年5月22日～5月29日 (8日間)
派遣先	首都アルジェ東方約50kmのブーメルデス県ゼンムリ市内
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	ゼンムリ市内の6階建てホテル倒壊現場の捜索及び救助活動 6名発見, 6名救出(うち生存者1名救出)

■ モロッコ地震

平成 16 年 2 月にモロッコ王国アル・ホセイマで発生した地震」では、救助隊員 1 名（隊員）を派遣しました。



地震発生日時	平成16年2月24日(火)11時27分(日本時間)
震源地／規模	アル・ホセイマ／マグニチュード6.4 (米国地質調査所発表)
被害	死者628名, 負傷者926名
派遣期間	平成16年2月25日～3月1日 (6日間)
派遣先	モロッコ王国北東部ホセイマ付近
派遣人数	国際消防救助隊員7名
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	タマント等の4地域を視察(救助活動サイトの確認)等

■ ニュージーランド南島地震

平成 23 年 2 月にニュージーランドクライストチャーチ市近郊で発生した地震では、救助隊員 3 名（小隊長 1 名，隊員 2 名）を派遣しました。



地震発生日時	平成23年2月22日(火)8時51分頃 (日本時間)
震源地／規模	クライストチャーチ市近郊／マグニチュード6.3(推定値)
被害	死者181名 (うち邦人28名)
派遣期間	第1次：平成23年2月22日～3月 3日 (10日間) 第2次：平成23年2月28日～3月 8日 (9日間) 第3次：平成23年3月 5日～3月12日 (8日間)
派遣先	ニュージーランド南島クライストチャーチ市
派遣人数	国際消防救助隊員33名 (第1次：17名, 第2次：8名, 第3次：8名)
任務	倒壊建物内の捜索及び救助活動
活動内容	倒壊したC T Vビルの捜索及び救助活動 国籍・身元不明の複数の遺体を発見

■ メキシコ合衆国地震災害

メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東付近で発生した地震では、救助隊員 3 名（隊員）を派遣しました。



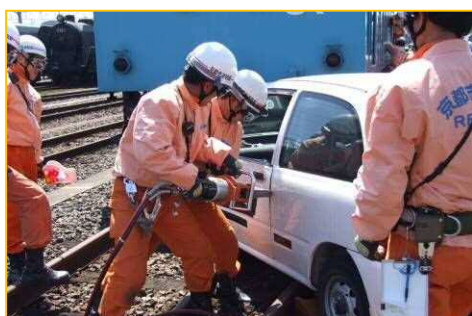
地震発生日時	平成29年9月20日(水)3時14分頃（日本時間）
震源地／規模	メキシコ合衆国モレロス州アソチアパン市南東12km ／マグニチュード7. 1(推定値)
被害	死者369名，負傷者約8, 800名
派遣期間	平成29年9月21日～9月28日まで（8日間）
派遣先	メキシコ合衆国（メキシコシティー）
派遣人数	国際消防救助隊員17名
任務	倒壊建物内の搜索及び救助活動
活動内容	メキシコシティーの3箇所（ブレターニャ，オブレゴン，トラルパン）の倒壊建物の搜索及び救助活動，1名を救出（生存者はなし）

消防救助活動器材

消防救助活動用器材の種類等

火災，救助等の各種災害活動用器材を配備して有効に活用しています。

器具の種類	器具の内容
放水器具	ホース（50 mmホース，65 mmホース），放水ノズル（ガンタイプ，ストレート，ダブルコントロール，切替え），泡ノズル，高発泡発生装置（発泡装置），放水銃座，放水砲，小型動力ポンプ，ジェットシューター
救助器具	マット型空気ジャッキ，救助用ロープ，油圧式救助器具，かぎ付はしご，三連はしご，チェーンソー，可搬式ウインチ，削岩機，電動鋸，携帯式溶断器，救命索発射銃，空気式救助マット，救助担架，緩降機，救助用支柱器具，救助用縛帯，潜水器具，救助ボート，救命浮環，救助検索棒，空気切断器，画像探索機，地中音響探知機，熱画像直視装置，夜間用暗視装置，地震警報器，電磁波探査装置，二酸化炭素探査装置，水中探査装置
保安器具	ウェットスーツ，ドライスーツ，放射線防護服，化学防護服，救命胴衣，空気呼吸器，空気ボンベ，循環式酸素呼吸器，放射線測定器，有毒ガス測定器，酸素欠乏爆発ガス警報器，可燃性ガス検知器，可搬型ガスクロマトグラフ質量分析装置，生物剤検知装置，化学剤検知器
大規模災害対策用備蓄器材	大地震災害用小型動力ポンプ，小型ポンプ（台車付），可搬式放水砲，折たたみリヤカー，可搬式照明器具，携帯用救助工具，コンクリート破碎器，油圧鉄線鋏，鉄筋カッター，レスキューザック，長尺バール，燃料携行容器，サバイバルシート
その他	船外機，可搬式発動発電機，投光器，可搬式排煙機，可搬式組立水槽，ウォーターバケット，可搬（携帯）無線機，除染シャワー，H I D携帯型照明装置



救急安心センターきょうと（#7 1 1 9）

令和2年10月から救急安心センターきょうと（#7 1 1 9）を運用開始

京都市消防局では、令和2年10月から救急安心センターきょうと（#7 1 1 9）を運用開始し、24時間365日体制による救急の電話相談を通じて、市民に安心・安全を提供しております。

■ 救急安心センターきょうと（#7 1 1 9）とは

#7 1 1 9とは、住民が急な病気やけがで救急車を呼んだ方がいいのか、自分で今すぐ病院に行った方がいいのかなど迷った際に、看護医療の専門家から電話（短縮番号#7 1 1 9※）でアドバイスを受けることができる救急の電話相談窓口です。

※ダイヤル回線等からは、0570-00-7119番に掛けていただく必要があります。



■ 事業実績

運用開始6ヵ月で9,964件（約55件/日），うち市内は7,135件（約39件/日）を受け付けています。

利用者アンケートによる奏功事例

相談者	対象者との関係	対象者の年齢	#7119の助言内容	相談者の行動	内 容
50代女性	友人	50歳代	救急要請	救急要請	良かったです。脳梗塞の診断を受け、治療も早期だったため、重症化せずに済みました。
60代女性	本人	65～69歳	救急要請	救急要請	電話相談で救急車を呼んだ方がよいと確信できたので良かった。
70代男性	家族	70～74歳	救急要請	救急要請	行動は適切だった。早期受診が良かったと言われた。相談しての対処が適切だったから助かったと言われた。
70代男性	家族	65～69歳	翌日以降 時間内受診	受診せず	こちらの症状を説明したところ、親切丁寧に助言あり。当日から翌日にかけて自宅でゆっくりし回復しました。

■ 利用者の声

市民からは「父が脳梗塞でした。助かりました」「電話相談で救急車を呼んだ方がよいと確信できて良かった」「相談しての対処が適切だったから助かったと言われた」など多くの利用者の声をいただいております。京都市消防局ではPR用シールやリーフレットを活用し、引き続き普及啓発に取り組み、24時間365日サポートできる#7 1 1 9を通じ、市民の更なる安心・安全を提供してまいります。

救 急 体 制

京都市消防局では、市内の全救急隊に救急救命士を配置し、メディカルコントロール体制（医師による医学的な観点から、救急救命士等が行う救命処置等の質の確保及び評価を行い、更なる救命効果の向上を図るための体制）の下、救命効果の更なる向上に取り組んでいます。

■ 救急救命士

救急救命士は、心肺機能停止状態の傷病者に対し、医師の包括的指示下での自動体外式除細動器による除細動、医師の具体的指示の下に行う静脈路確保のための輸液、器具（食道閉鎖式エアウェイ、ラリングアルマスク又は気管内チューブ）を使用した気道の確保及び薬剤投与など、高度な救急救命処置を行うことができます。

京都市消防局では、平成 5 年 7 月から救急救命士の業務を開始し、現在、消防署や消防出張所に配置された高規格救急車に救急救命士が乗り組み、24 時間体制で活動しています。



【救急救命士の沿革】

平成 3 年 4 月	救急救命士法の制定
平成 5 年 7 月	京都市消防局における救急救命士業務の開始
平成 15 年 4 月	救急救命士施行規則の一部改正（平成 15 年 3 月）が施行され、包括的指示により救急救命士による除細動が実施可能となった。
平成 16 年 7 月	救急救命士法施行規則第 21 条第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する器具の改正（平成 16 年 3 月）が施行され、気管挿管が実施可能となった。
平成 18 年 4 月	救急救命士法施行規則の一部改正（平成 17 年 3 月）が施行され、心臓機能停止状態の傷病者に対し薬剤投与が実施可能となった。
平成 21 年 3 月	「救急救命処置の範囲等について」の一部改正（平成 21 年 3 月）が施行され、アナフィラキシーショックで生命が危険な状態にある傷病者が自己注射可能なアドレナリン製剤（商品名：エピペン）を交付されている場合、救急救命士による当該アドレナリン製剤を用いた薬剤投与が実施可能となった。
平成 26 年 10 月	救急救命士法施行規則の一部改正が施行（平成 26 年 4 月）され、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液の投与が実施可能となった。

● 指導救命士の運用開始

救急救命士法の施行から 29 年以上が経過し、京都市では多くの救急救命士が救急現場で活動するなか、救急隊員を効果的に指導、教育する救急業務再教育体制の構築を目指し、救急業務に関する知識、経験のある救急救命士を「指導救命士」として認定し、救急隊員を指導教育する制度の運用を開始しました。

士命救導指

の
役割

- (1) 救急隊員の生涯教育に関する規格、運営及び指導
- (2) 救急教育担当者への助言
- (3) メディカルコントロール協議会及び事後検証委員会への参画
- (4) 消防学校、救急救命士養成課程等での講師及び指導等



救急車の配置器材

分 類	品 名
観 察 用	体温計 血圧計 聴診器 検眼ライト 生体情報モニター 携帯型血中酸素飽和度測定器 血糖測定器
呼吸・循環 管 理 用	手動式人工呼吸器 自動式心マッサージ器 携帯用人工蘇生器 電動式吸引器 経鼻・経口エアウェイ マギール鉗子 喉頭鏡 ビデオ喉頭鏡 自動体外式除細動器 食道閉鎖式エアウェイ ラリングアルマスク 気管内チューブ 輸液セット アドレナリン ブドウ糖
創 傷 等 保 護 用	三角巾 滅菌ガーゼ 滅菌アルミシート 頸部固定用副子 スクープストレッチャー ロングボード
保温・搬送用	ストレッチャー 毛布 ターポリン担架 ディスポシート 保育器
感染防止用	感染防止衣 サージカルマスク, N-95 マスク ゴーグル ディスポグローブ シューズカバー 車内消毒器 (オゾン式除菌装置) 患者搬送用アイソレーター



携帯型血中酸素飽和度測定器



血糖測定器



手動式人工呼吸器



自動式人工呼吸器



携帯用人工蘇生器



電動吸引器



生体情報モニター



自動体外式除細動器



スクープストレッチャー



ロングボード

■ 日勤機動救急隊の運用

救急需要が増加する中、迅速な救急体制を確保するため、令和元年度、消防局本部において変則毎日勤務による日勤機動救急隊1隊を365日試行運用し、救急多発地域への積極的な配置転換等による効果を検証しました。その結果、日勤機動救急隊を配置した署所周辺の救急隊の出動件数の減少や現場到着時間の短縮が認められました。

加えて、24時間勤務ではない、新たな災害現場部門での働き方を試行し、育児や介護をする職員への支援や真のワークライフバランスの充実に向け取り組みました。

令和2年度からは中京消防署に配置場所を変更し、中京日勤機動救急隊として運用を継続しています。

■ 京都市救急教育訓練センター

文部科学省・厚生労働省令「救急救命士学校養成所指定規則」により、平成5年に救急救命士養成所として指定を受け、京都市救急教育訓練センターが開設されました。

平成25年には、厚生労働省に移設の承認を受け、より充実した救急教育・訓練の設備を有する京都市消防学校へ移設しました。

指定基準に従い、35名の受講生を収容する普通教室、実践的なシミュレーション訓練を行う訓練用救急自動車を配備した実習室、教育上必要な機械器具・模型標本、図書室及び視聴覚器材一式等が設備されています。また、医師を含む専任教員を配置するとともに、各医科大学、救命救急センター、医療機関から講師を派遣していただいています。

平成5年度から救急救命士の養成を開始し、令和2年度までに898名を養成したほか、救急課程(救急隊員資格取得教育)及び現任救急隊員教育の実施施設としての機能を果たしています。

■ 医療機関との協調

関係医療機関と協議を行い、救急救命士が24時間いつでも特定行為に対する指示を受けられる「京都救命指示センター」への医師の派遣をはじめ、傷病者の受入れ体制確保など、救急業務の円滑な実施について連携を深めています。

また、地震、風水害等の自然災害や局地的に発生した集団災害で多数の傷病者が発生した場合や、交通事故等により重篤な傷病者が発生した場合に、現場に医師の派遣を要請し、早期に医師の管理の下、高度な治療を開始することで、傷病者の容態悪化を防ぎ、救命率の向上に寄与することを目指した協定を京都府医師会や市内の救急救命センター等と締結しています。

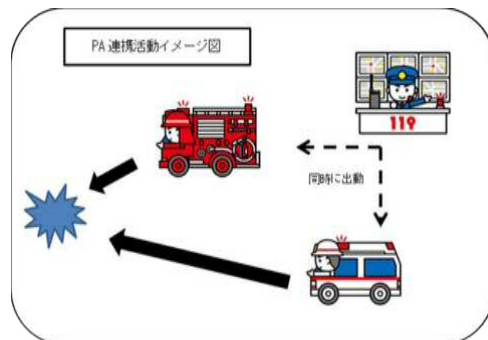


協定締結医療機関（順不同）

京都第一赤十字病院、京都第二赤十字病院、独立行政法人国立病院機構京都医療センター、洛和会音羽病院、京都市立病院、京都大学医学部附属病院、京都府立医科大学病院附属病院

■ P A連携活動

救急現場において消防隊と救急隊が連携して救急活動を行うことの総称で、ポンプ車 (Pumper) と救急車 (Ambulance) の双方の頭文字から「PA」と呼ばれ、全国の消防本部において広く使用されている用語です。119番受信時に心肺機能停止状態などが疑われる場合に、救急隊と同時に消防隊や救助隊が出動し、AEDを活用した心肺蘇生法などの救急支援活動（PA連携活動）を速やかに行う体制を整えています。



消防学校の沿革

消防学校の沿革

京都市消防学校は、昭和 23 年 3 月 7 日の京都市消防局発足と同時に東山区智積院山内の旧京都府消防練習所に設置され、昭和 25 年 1 月に伏見区深草越後屋敷町に移転して同地で 59 年間を経た後、平成 21 年 4 月に現在地へ移転しました。

■ 京都市消防学校の歴史

昭和 23 年 3 月 7 日	京都市消防局発足に伴い、消防学校を設置 (東山区東大路通七条南入東瓦町 24 番地 智積院山内 (旧京都府消防練習所))
昭和 25 年 1 月 11 日	伏見区に新築移転 (伏見区深草越後屋敷町 61 番地)
昭和 42 年 12 月 20 日	校舎を木造建物から耐火建物に建替え
昭和 49 年 10 月 19 日	屋内訓練場を新設
昭和 52 年 7 月 12 日	水上訓練場を新設
昭和 54 年 6 月 4 日	高層訓練塔を新設
平成 21 年 4 月 1 日	現在地に新築移転 (南区上鳥羽塔ノ森下開ノ内 21 番地の 3) ※ 消防活動総合センター (消防学校や訓練 施設等) として運用開始
平成 29 年 4 月 1 日	京都府立消防学校と教育訓練の共同化を 開始



昭和 25 年頃の消防学校



昭和 55 年頃の消防学校



現消防学校 (南区)

■ 歴史銘板

京都市消防局で勤務されていた職員で組織されている「消防春秋会」から、京都市消防学校の沿革を明示した銘板を寄付していただき、消防学校内に設置しました。

この銘板は、消防学校の足跡を紹介するとともに、現消防学校しか知らない若手職員にこれまでの歴史を伝え、また、各種教育等で来校するベテラン職員にとっては自身の初任教育生時代を思い出し、消防人としての原点に立ち返るきっかけにもなるものです。



消防春秋会から寄付いただいた銘板



1 階エントランスの北側壁面に設置

職 務 研 究 の 推 進

職務研究の取組

■ 消防研究発表会

職員の創意工夫と創造力の発揮により、業務改善等の研究を行った結果について、昭和 36 年（1961 年）から毎年、消防研究発表会を開催しています。そこで発表された研究論文や試作品は各方面から高い評価を得ています。

■ 第 61 回消防研究発表会

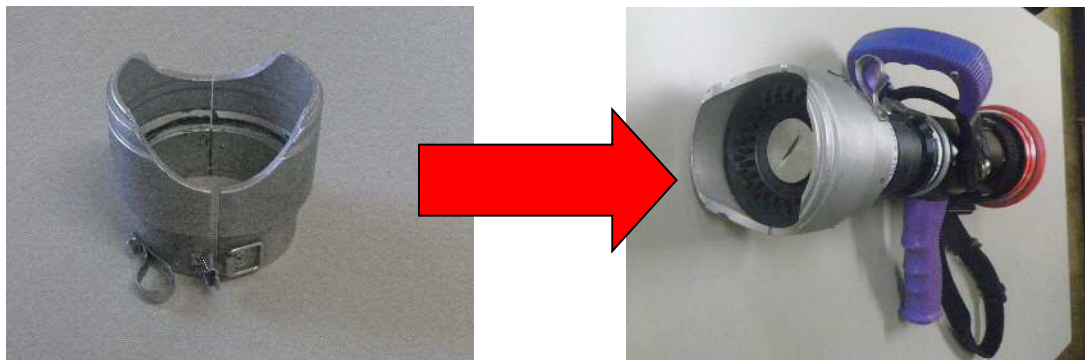
研究発表会の研究テーマは、消防装備の開発・改良、消防活動戦術、火災予防のための手法など広範囲にわたります。市内の各消防署・分署の消防職員が、業務の中で見つけた課題の克服に向けて取り組んだ調査や検証の結果など 12 作品が完成しました。

なお、新型コロナウイルス感染症に伴う対応として、今年度は発表者による発表は中止し、研究作品の原稿を審査する「書面審査」に変更しました。

研究作品のうち審査で選ばれた作品については、総務省消防庁主催の「消防防災科学技術賞」や全国消防長会東近畿支部主催の「消防研究会」に応募し、更に「消防研究会」で支部長から推薦を受けた作品は、一般財団法人全国消防協会主催の「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」の募集に応募されます。

また、より効果があると思われる研究作品については、更なる研究及び検証実験を行い、実用化を推進していきます。

● 主な研究作品



伏見消防署 延焼防止における扇状放水の有用性について（試作品）



東山消防署 空気ポンプを使用した訓練用消火器への充填

● 第 6 1 回消防研究発表会研究作品

所属	作 品 名
北	オンラインを活用した自衛消防活動動画コンテストの実施に向けた一考察
上京	災害現場活動に係る資器材等の適切な管理方法の一方策について ～災害現場への資器材の置忘れ等の防止を主眼として～
左京	消防車両の保守整備技術の技能伝承について ～HOW TO 整備動画の作成と検証～
中京	新型コロナウイルス感染者に対する気管挿管等に使用する防護ケースの作成について
東山	空気ボンベを活用した訓練用消火器の充填について
山科	職員の実体験から見えた屋内進入における活動危険とその対応策
下京	新任運転員の緊急自動車の運転技術向上に関する一考察について
南	円滑な吸放水を妨げる要因とその回避・脱却方法の研究 －透明吸管による実験結果の報告（その 3）－
右京	感染予防における傷病者用保護カバーの開発について
西京	傷病者搬送時の効率的な救急車内換気について
伏見	延焼防止における扇状放水の有用性について
醍醐	救助現場における要救助者のプライバシー保護を目的とした保護シートの作成

消防研究発表の状況（令和２年度）

■ 第 61 回京都市消防研究発表会における研究作品

	件 数
発表作品	12
うち論文	8
うち機器	4

※ 令和３年度消防防災科学技術賞に、発表作品のうち論文３件を応募

■ 第 60 回全国消防長会東近畿支部消防研究会における京都市の研究作品数

	件 数
発表作品	2
うち論文	0
うち機器	2

※ 令和２年度全国消防協会「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」に、発表作品のうち機器２件を応募

他団体への応募・受賞の状況（令和２年度）

■ 令和２年度全国消防協会「消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文」に応募した京都市の研究作品数

	件 数
応募作品数	2
うち論文	0
うち機器	2
入賞作品	0

■ 総務省消防庁の令和２年度消防防災科学技術賞に応募した京都市の研究作品数

	件 数
応募作品数	4
うち論文	4
うち機器	0
入賞作品	2

全消会・消防庁 消防研究発表作品

京都市消防局では、消防研究発表会で発表された作品の中から毎年、一般財団法人全国消防協会主催の『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』と総務省消防庁主催の『消防防災科学技術賞』へ応募しています。

なお、『消防機器の改良及び開発並びに消防に関する論文』には、全国消防長会東近畿支部で行われる消防研究会において、支部長から推薦を受けた作品のみが応募されます。

■ 近年受賞した作品紹介（抜粋）

年度	受賞	タイトル	内容
令和2年	総務省消防庁 優秀賞	思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策—透明吸管による実験結果から—	透明化した吸管を用いた実験により、吸管内の諸現象を直接的に観察し、吸水トラブルの要因を研究した結果、放水量がそれを要求していないときに2線吸水を行うと、かえってトラブルの原因となることなど、機関員にとって重要な知見が得られた。
令和2年	総務省消防庁 優秀賞	山岳遭難事故における効果的な捜索方法について—GPS 付きではない携帯電話からの通報時—	山岳遭難事故のうち、GPS 付きではない携帯電話からの通報時は遭難者の位置特定が困難なことから、効果的な捜索方法について研究したもの。「遭難者位置特定調査」、「山岳地域での音声の伝わり方実験」などの実験調査を行った結果をもとに「遭難者位置情報ヒアリングシート」を作製し、検証を行った結果、早期に遭難者を発見できることがわかった。
令和元年	総務省消防庁 優秀賞	災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発—指揮隊における手法の統一化の検証—	災害現場の指揮における「情報」の収集・整理方式について、効率的でミスの生じ難い手法を確立させるため「書き込み自由なマグネットシートの貼付による災害状況や街区状況を表現する図化」「トリアージタッグ式の複写式情報処理カード」及び「指揮命令とその実行状況を把握するためのチェックシート」を考案し実地検証等を行ったもの。
令和元年	総務省消防庁 優秀賞	災害用写真パネル等を活用した「実働と座学同時進行型防災訓練」の開発—座学者にも実働効果が見込める訓練手法—	防災訓練の企画側と参加者双方の労力の省力化及び見学者にも実働効果が見込める工夫や仕掛けを盛り込んだ訓練手法を考案するもの。また、共助の力を最大にするため、「地域の初動措置」の概念も提案するもの。
平成30年	全国消防協会 優賞	透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開	消防車の吸管を透明樹脂管を用いて作製することで、水の流れを可視化できるとともに、サイホン現象や空気溜まりの動きなどを見ることができることから、実放水や給水活動技術の教育訓練に有効活用しようとするもの。
平成30年	総務省消防庁 優秀賞	外国語に対応した車外マイクの機能強化について	緊急走行時に居合わせた外国人観光客に退避行動を促すため、救急車の車外マイクに外国語（英語、中国語、ハングル）の注意喚起アナウンスを搭載のうえ実際に使用し、アンケート調査による検証を行ったもの。
平成30年	総務省消防庁 奨励賞	空気噴射消火器とその圧力で作動する標的を用いた屋内での訓練指導方策の考察	小規模飲食店等からの火災減少につなげるため、一人で持ち運びができ、屋内などの狭い場所でも水を使わず、容易に訓練の指導ができる訓練用器材を作成し、効果的な指導方策について研究したもの。

■ 受賞作品写真紹介（抜粋）

- 思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策－透明吸管による実験結果から－



透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開



作製した透明吸管



- 山岳遭難事故における効果的な捜索方法について－GPS 付きではない携帯電話からの通報時－



■ 受賞歴一覧

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	S50	機器	自動ガス遮断器の研究試作について	優賞
			シャッターの破壊方策について	努力賞
			非常用進入窓の実態について	努力賞
	S51	機器	大型はしご車のはしご先端位置確認燈の設置について	秀賞
			化学泡使用後における消泡剤の活用について	秀賞
		論文	子どもの火遊びの心理について	努力賞
			広告マッチの行方調査	努力賞
	S52	機器	消防用ホースの差込式結合金具の改良について	秀賞
			既設のガス風呂釜に設置できる空だき発見器及び防止器について	秀賞
			電熱式感知器加熱試験器の試作について	優賞
		論文	桧皮ぶきの燃焼について	優賞
			たばこによる可燃物の着火実験結果	優賞
			板ガラス破損時における飛散の実態と対策について	努力賞
	S53	機器	ろうあ者用火災感知器の考案について	秀賞
			天ぷら鍋の改良について	優賞
		論文	幼児の防火指導について	秀賞
			たばこによる寝具の着火性	努力賞
	S54	論文	消防自動車等の視界と（死角）と安全運行について	努力賞
	S55	機器	救助検索棒の試作について	秀賞
			赤色表示灯の改良について	秀賞
			煙感知器試験器の試作について	努力賞
			誘導灯の非常電源の定期自動点検機器の開発について	努力賞
	S56	機器	警報装置付「天ぷら揚簀」の試作について	優賞
		論文	静電気除去対策について	努力賞
	S57	機器	大型はしご車の梯上等高所活動時の墜落防止装置の試作について	秀賞
			改良型安全ベルトの試作について	優賞
		論文	身体障害者に対する防火指導の一方策について	秀賞
			油なべ火災用消火剤に関する一考察について	優賞
			簡易な間仕切壁等によるスプリンクラー散水障害について	優賞
	S58	機器	移動式ホースラックの考案について	秀賞
			自動火災報知設備の非火災報防止装置の試作について	優賞
			吸水シートの試作について	優賞
		論文	防ぎょ活動と体力について	最優秀賞
			水損防止に対する一考察について	秀賞
			安全な「しみ落とし用溶剤」の開発について	優賞
	S59	機器	ミニチュア油なべ火災実験器の試作について	秀賞
			電気ストーブに可燃物が触れた場合に通電を断にするための方策について	優賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	S59	論文	虫による煙感知器の非火災報防止対策について	最優秀賞
			スピーカーの耐熱性向上の一方策について	秀賞
	S60	論文	地中埋設配管の腐食防止に関する研究について	優賞
	S61	論文	イメージ・トレーニングの効果	最優秀賞
			洞道、ダクト等の火災における消火方法の考察	優賞
	S62	機器	石油ストーブ用カートリッジタンクの改良について	優賞
			閉鎖不良防火戸の修正が出来るヒンジの開発について	優賞
		論文	火災シミュレーションを取り入れた防火指導の一考察	最優秀賞
			屋内消火栓音声案内装置の試作及びその効果について	秀賞
	S63	機器	病院における避難計画評価方法の考察について	優賞
			水圧回転式乳化処理機の試作について	優賞
		論文	火災発生時におけるコンピューターによる水利選定の一考察について	最優秀賞
			高齢化対策としての装備の軽量化とその効果について	秀賞
	H1	論文	訓練用泡混合装置の試作について	優賞
			高所及び低所における救助器具の応用開発について	優賞
			必要ポンプ台数を決定するための方策（シミュレーション手法）について	最優秀賞
	H2	論文	災害現場活動における活動筋群の研究と消防ウエイトトレーニングについて	秀賞
			消火シミュレーターの開発について	秀賞
			火災危険予知シミュレーションビデオの開発について	最優秀賞
	H3	論文	災害現場用ゴム長靴のフィット化について	優賞
			常時閉鎖式防火戸開放警報装置の開発について	秀賞
			エマージェンシーコール（自動警報発信）の試作について	秀賞
	H4	論文	防火戸における色彩学的考察	秀賞
			災害現場活動等に対する教育用ビデオの作成について	秀賞
			防煙防火ロールアップスクリーンの試作	最優秀賞
	H5	機器	空気呼吸器の改良について	秀賞
			MULTIFARIOUS CASE 対応型誘導灯の試作について	優賞
			防火戸の閉鎖障害排除の考察について	最優秀賞
	H6	論文	階段用搬送具の開発について	秀賞
			電気ストーブに可燃物が接近した場合の安全装置の開発について	優賞
			てんぷら鍋火災実験器の改良	優賞
	H7	論文	マニュアル検証訓練（４項関係）の実施方法に係る一方策について	最優秀賞
			大規模建築物等の工事における火災危険度評価と防火診断に関する研究	秀賞
			ガソリン流出事故に対する一方策について	優賞
総務省消防庁	H9	論文	大規模事故における救急搬送シミュレーションの実施について	優秀賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
総務省消防庁	H9	論文	「地域社会の防火・防災力の向上に関する研究」=木造密集地域の危険度評価体系の確立と検証=	優秀賞
全国消防協会		機器	住宅用防災機器の普及方策と器具の試作	優賞
		論文	外国の方々に分かる消火器使用方法の表示と訓練	優賞
総務省消防庁	H10	論文	木造共同住宅に対する火災予防対策について	優秀賞
			文化財(美術工芸品)の防火・消防活動対策に関する考察	優秀賞
機器		操作要領の絵文字化(消防用設備等の標識・操作要領表示の改良)	優秀賞	
		全国消防協会	高所活動用ホース固定器具の開発について	優賞
論文			住宅用火災警報器の普及並びに設置場所に関する一考察	秀賞
総務省消防庁	H11	機器	ラリングアルマスク固定補助器具の開発について	優秀賞
			災害現場活動靴の改良	優秀賞
		論文	都市型水害用インスタント水のうの開発	優秀賞
			残存危険物の測定方法にかかる研究について	優秀賞
			出火危険を防ぐための高齢者が使いやすい差込みプラグの改良について	優秀賞
			全国消防協会	鉄扉等の鋼製扉の効率的な開放方法について
論文		熱・煙複合光電式スポット型感知器による非火災報対策について		最優秀賞
		救命処置時の説明のあり方と接遇要領の一方策		秀賞
総務省消防庁		H12	論文	文化財を火災から守るために仏像等の文化財搬出・防災対策に関する研究
	初期消火効力の向上策に関する研究			優秀賞
全国消防協会	機器		持運びが便利な危険物実験装置及び収納ケースの試作について	優賞
			サージカルテープカッターの試作について	優賞
論文	ゲーム手法等を取入れた防火及び自主防災指導について		優賞	
総務省消防庁	H13		論文	環境にやさしい油流出事故の処理方法について
		中高層建物におけるサイホン現象を利用した水損防止について		優秀賞
		水損防止に関する一方策		奨励賞
全国消防協会		機器	伸縮自在型救助用当て木の試作について	優賞
		論文	広域的災害時における初期の自主防災活動要領について	秀賞
総務省消防庁	H14	論文	パソコンで作る幼児の防火教育用「ビデオ絵本」の作成について	優秀賞
全国消防協会		機器	障害突破式防火設備の開発について	秀賞
		論文	現場活動における高酸素濃度ガスの効果について	秀賞
スクープストレッチャーの冷たさが傷病者に与える影響についての一考察			優賞	
総務省消防庁	H15	機器	(※西京消防団)傾斜矯正付小型動力ポンプ用台座の開発	優秀賞
			ダンプカー等から土砂を直接投入できる土のう作成機の試作について	優秀賞
		論文	視覚障害者用、手の平感覚による避難誘導装置の考察	奨励賞
			小学生を対象とした普通救命講習について	奨励賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	H15	論文	発光物質（ゲル状）を活用した危険ゾーン明示についての考案	優賞
総務省消防庁	H16	論文	高所から低所への放水体形について	優秀賞
全国消防協会	H17	論文	事業所における応急手当の向上についての一考察	秀賞
総務省消防庁		機器	防火水槽の蓋を容易に開放できる器具の開発について	優賞
			可搬式小型動力ポンプソーラー補充電の考案（試作）について	優秀賞
		論文	大人に対する防火広報に用いるパネルシアターの作成とその有効性について	優秀賞
			「春夏秋冬、車を降りた時の静電気を一年を通じて測定した結果」とその活用の一考察について	優秀賞
			化学泡消火器の訓練指導用薬剤についての考察	優秀賞
全国消防協会	H18	論文	簡易にできる油分検出及び数値化による分析方法について	秀賞
筒先進入技術等の伝承の一方策について			優賞	
総務省消防庁		機器	住宅用火災警報器の設置推進用説明キットの作成について	秀賞
	機器	ホースラインや歩道の段差等を安全に乗り越え可能なホースカーの改良	優秀賞	
		論文	聴覚障害者用住宅火災警報器の付属装置の開発について	優秀賞
			ガスこんろの過熱防止装置と天ぷらなべ火災に関する考察	優秀賞
			防火かるたを活用した子どもワークショップの手法について	優秀賞
住宅用火災警報器は高齢者世帯にどこまで有効か	奨励賞			
総務省消防庁	H19	論文	ゲーム感覚を取り入れたタウンウォッチングについて	優秀賞
より迅速かつ的確な放水活動を行うための「トレーニングシートの作成」について			優秀賞	
総務省消防庁	H20	論文	潜水検索時の安全策の考察について	優秀賞
文化財の搬出計画に関する考察-文化財セーフティカードと文化財トリアージタグを活用した搬出活動-			優秀賞	
全国消防協会	H21	機器	要救助者等のプライバシー保護用シートの作製について	最優秀賞
担架使用時の体のずれを防止する器具「マルチ式フットストッパー」の試作について			秀賞	
救急指導アイテム「胸骨圧迫補助シート」の試作について			秀賞	
筒先の角度を容易に変えることのできるホースの開発について			優賞	
総務省消防庁		論文	観光ガイドによる文化財の震災対策に関する考察-観光ガイドは文化財のバイスタンダー-	優秀賞
救急活動における接遇についての一考察			優秀賞	
全国消防協会	H22	論文	「外国語対応救急活動シート」の改良について	優賞
総務省消防庁		機器	救助ロープ用投下袋を活用した乳幼児用縛帯の試作について	秀賞
			光を発するマーキング災害現場対応「可変式マーカー」の試作について	秀賞
全国消防協会	H23	論文	事業所における住宅用火災警報器の設置促進に関する考察-住宅用火災警報器の100%設置を目指して-	優秀賞
全国消防協会		論文	緊急走行の実写動画を活用した運転技術教育資料の作成	優賞

応募先	年度	区分	タイトル	賞の区分
全国消防協会	H23	論文	義務化後における住宅用火災警報器の設置指導に関する考察　ー壁設置の強調による未設置世帯の解消ー	優賞
		機器	ガンタイプノズルの安全性・利便性を向上させる改良について　～放水形状・放水量の各調整部分にグリップ等を付加～	優賞
総務省消防庁			水難検索棒の試作について	優秀賞
総務省消防庁	H24	論文	ホースの曲折が放水量に及ぼす影響に関する実験と考察	優秀賞
			救命講習のあり方についての一考察	優秀賞
			連結送水管への効果的な中継体形に関する考察と実証実験	優秀賞
			防災管理義務対象物における容易性・実効性を高めた防災訓練の開発とその実施結果～スーパーDIG～	優秀賞
全国消防協会	H25	論文	検査員の技能向上を目的とする情報共有システムの構築についてー過去の情報資産を活用した効率のよい手法ー	最優秀賞
		機器	面体着装時の無線音声を明瞭にするマイクロフォンの改良について	最優秀賞
総務省消防庁		論文	水深が浅く狭小な用水路におけるホースバッグを活用した吸水活動及び表面流速の簡易計測により流量を導出する方法について	優秀賞
			水流式排煙装置を活用した文化財保護戦術の構築	優秀賞
全国消防協会	H26	論文	部隊長のための「シミュレーションシート」&「シミュレーション動画」の作成とその効果	最優秀賞
道路狭あい地域における消防戦術について～逆引きによる消火栓への水利部署に関する検証～			優秀賞	
予防業務における人材育成の変革：新任建築検査員が的確に検査を実施するためのチェックリストを核とした教育ツールの構築			優秀賞	
全国消防協会	H27	論文	マスキングシートを活用した財産保護活動について	優賞
総務省消防庁		機器	積載型静電気拡散性オイルパンの開発について	優秀賞
全国消防協会	H29	論文	査察員教養シミュレーション動画の作成とその効果の検証について	最優秀賞
総務省消防庁			火災動画等を利用した筒先部署位置研修法の一考察	優秀賞
全国消防協会	H30	機器	透明吸管による可視化の効果及び教育ツールとしての展開	優賞
総務省消防庁		論文	外国語に対応した車外マイクの機能強化について	優秀賞
			空気噴射消火器とその圧力で作動する標的を用いた屋内での訓練指導方策の考察	奨励賞
総務省消防庁	R 1	論文	災害現場指揮における効率的な図化・情報処理手法の開発ー指揮隊における手法の統一化の検証ー	優秀賞
			災害写真パネル等を活用した「実働と座学同時進行型防災訓練」の開発ー座学者にも実働効果が見込める訓練手法ー	優秀賞
総務省消防庁	R 2	論文	思わぬ時に吸水トラブルを発生させる要因の解明と対処策ー透明吸管による実験結果からー	優秀賞
			山岳遭難事故における効果的な捜索方法についてーGPS 付きではない携帯電話からの通報時ー	

応急手当の普及啓発

応急手当の普及啓発

目の前で人が倒れた場合に、居合わせた人がすぐに応急手当を始めれば、救命率は向上します。京都市消防局では、一人でも多くの市民の皆様に応急手当の知識や技術を身に付けていただくため、救命講習を開催するなど応急手当の普及に取り組んでいます。

■ 救命講習

平成 16 年 7 月に、一般市民による A E D（自動体外式除細動器）の使用が認められたことから、A E D の使用方法等を含めた「普通（上級）救命講習」や「応急手当普及員講習」を実施しています。平成 26 年 2 月から「e-ラーニングを活用した普通救命講習」を開始しました。

当局では、平成 16 年度に「いざというときに応急手当のできる人づくり推進計画」を策定するとともに、応急手当の普及啓発を積極的に推進しており、令和 3 年 3 月末で救命講習修了者は延べ 60 万人を超えました。



■ 救命入門コース

平成 24 年 4 月から、
小学 5・6 年生を受講対象とした「救命入門コース」を実施しています。

■ 救命講習用資器材の貸出し

令和 2 年 1 月から、救命講習用資器材の貸出制度を開始し、応急手当普及員単独で救命講習を実施することができるようになりました。

■ 事業所との連携

A E D の設置促進のための事業所間ネットワークである「安心救急ネット京都」や、事業所に設置されている、緊急時に利用可能な A E D をインターネット上に表示する「A E D マップ」、救急事故発生時に通報の支援や応急手当をしていただく「安心救急ステーション」などとともに、応急手当の普及啓発をより一層推進します。

消防音楽隊の活動

消防音楽隊の活動

消防音楽隊は、昭和 30 年 12 月に発足しました。

音楽を通じて、「ひと・まちの『絆』」でつくる安心都市・京都」の実現を目指し、京都市内 5 箇所毎月開催している「防火ふれあいコンサート」をはじめ、市内各地で実施される防火・防災行事等に出場し、音楽を織り交ぜながら市民の皆様に防火・防災を呼び掛けています。

平成 28 年からは、京都市民共済生活協同組合と共催で「京都市消防音楽隊 京（みやこ）コンサート～つなげよう 防火・防災の絆～」を年 1 回開催し、市民の皆様の防火・防災意識をより一層高めていただいています。

また、パネルシアターや替え歌を取り入れるなど、分かりやすい防火・防災啓発をモットーに、演奏会場の広さに応じた演奏形態や、対象者の年代等に合わせた演奏プログラムで柔軟に対応し、市民の皆様との「ふれあい」を大切にしたい、きめ細かな活動を行っています。



消防カラーガード隊の活動

京都市消防カラーガード隊は、昭和 61 年 5 月に発足しました。

女性消防団員により編成され、「きょうとファイヤーエンジェルス」の愛称で、スト레이트トランペットやフラッグなどを用いて、消防音楽隊の演奏に合わせて華麗な演技を披露し、防火・防災の啓発活動に努めています。



消防装備・安全運転教育・車両整備等

消防装備

災害現場活動に必要な消防装備の各種点検や更新，空気呼吸器等の高圧空気の製造充填を行い，消防装備の充実強化を図るとともに，大規模災害や特殊災害に対応するため，消防活動総合センターに備蓄倉庫を設け，消防器材や化学消火薬剤等を一元管理して，あらゆる災害に対して直ちに供給できる体制を整えています。

■ 備蓄消防装備

消防活動総合センターの備蓄倉庫では，京都市内での大規模災害発生時に備えて備蓄消防装備の保管と管理を行っています。

また，支援課特別装備隊が，災害現場で不足している消防器材や化学消火薬剤等を迅速に災害現場へ搬送する体制を整えています。

大規模災害用器材	小型動力ポンプ，コンクリート粉砕器具，削岩機，エンジンカッター，チェーンソー，空気呼吸器，空気ボンベ，酸素ボンベ，立入禁止表示テープ，エアータント，可搬式組立水槽等
化学消火薬剤	メガフォーム，ドライケミカル，ハイフォーム，浸透剤
水災用器材	越水止め水のう，河川等止水シート，丸シャベル，つるはし，両口ハンマー等



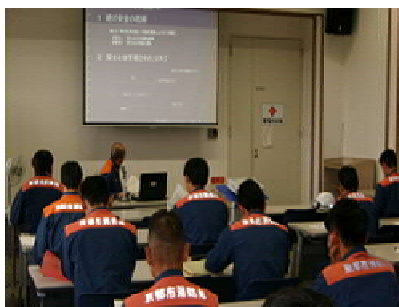
備蓄倉庫



定置式空気製造施設

安全運転教育等

消防車等の運転技術の維持向上を目指し、安全運転教育や訓練を実施するとともに、交通事故防止対策にも積極的に取り組み、併せて操作技術を向上させるための技術指導を行っています。



項 目	主 な 実 施 場 所
職 場 に お け る 安 全 運 転 教 育 (安全運転管理者・外部講師等)	各 消 防 署
安全衛生委員会等における検討	各 消 防 署
危 険 予 知 訓 練	各 消 防 署
交 通 事 故 防 止 の 事 例 検 討	各 消 防 署
安 全 運 転 技 能 向 上 訓 練	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
学 校 教 育 に お け る 安 全 運 転 教 育	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー
消 防 機 械 操 作 指 導	消 防 活 動 総 合 セ ン タ ー

車両等整備状況

消防活動総合センターの車両整備工場では、近畿運輸局の指定自動車整備工場の認定を受けており、継続検査整備、定期点検整備（3箇月点検、12箇月点検、24箇月点検）や臨時整備を実施するとともに、消防ポンプやはしご車、化学車等の特殊装備の点検整備も行っています。

また、市内各消防署では、整備管理補助者により、各所属配置の消防車両等の定期点検（6箇月）を行っています。

